

本が低い、だからもっと高くするんだという趣旨のことを、高福祉高負担ということを言われたと思うんですね。先ほどもちよつと言いました新経済社会発展計画にも、昭和五十年年度には、税及び税外負担と社会保険負担とはいずれも二〇程度高まると、こういうことが書いてありまして、租税負担率の低いことを一つの理由にして税負担を上げようという、そういう姿勢のようでありまして、けれども、ちよつと数字のことなんです、新経済社会発展計画では四十四年度の分として税及び税外負担が二・二％、社会保険負担が四・三％となっておりまして、もつた資料の四十四年度分とはちよつと違つた数字だと思つておられますか。

○政府委員(高木文雄君) ちよつといまここで明快にお答えをする知識を持ち合つていないのでございませうけれども、この発展計画のほうの負担率の計算の仕方は補助金等の問題で私もがやっておりますやうな方とちよつと違つたやうな方をしていふものから、そこで率を違つて出しております。私のほうは、きつめて単純に、先ほど申しました数字は国税、地方税の税額に社会保険料を加えて見ておるのでございませうが、国民所得計算のほうでは振替支出その他でいろいろこまかく計算をやっておりますので、いまその内容を御説明しかねるのでございませうが、確かに数字が違つていふことは間違ひございませう。

○松井誠君 二・二％というのは税及び税外負担となつておりますが、税外負担というのは具体的に何を含みますか私わかりませうけれども、そこから来る違いですね。

○政府委員(高木文雄君) 主としてそこでございます。

○松井誠君 それで、日本は、国際的に比較をして、社会保険の負担も含めて国際的に低いということに確かに数字が物語つておると思つて、それが、それにかかわらず国民の間に重税感というのが非常に強いということが言われておるわけですね。重税感というのとはなかなかりやうがある

りませうけれども、重税感が非常に強いという事実はまずお認めいただけませうか。

○政府委員(高木文雄君) これは、まあ一般的に重税感というのを尺度をもつてはかかるかというところはちよつとできないわけでございますので、なかなかむずかしいわけでございますが、大臣のおつしやつておられます意味は、毎年所得税の減税が行なわれておるけれども、なお国民各層にわたつて非常に負担が重いという感じが強い、特に所得税を中心にしてそういう感じが強いということをおつしやつておられるものと思つて、私も、私もそのように感じております。

○松井誠君 まあこれは心理的なものでありますから、具体的に根拠を明らかにしろというわけにはまいりませうけれども、ともかく重税感がある。大臣が言われるように、だから間接税でそういう心理的に重税感を与えないような税金の増徴がいいんだというところを言われるところをみることを、やはり直接税の重税感というものはある、このことを前提としたことだと思つて、国際的な比較を見て必ずしも高くはないのに重税感が依然としてあるという理由は、一体どういふことなのか、その辺はどうお考えになりますか。

○政府委員(高木文雄君) 租税負担率は、単純にこの率の比較だけではいけなないので、特に一人当たり国民所得が大きい少ないかということとも関連して考えると思つております。日本の経済はたいへん大きくなつたと申しますが、まだ一人当たり国民所得ではそれほど大きくなつていないわけでありませうから、ある意味では日本の租税負担率は諸外国より先ほど御説明いたしましたように著しく低くてもそれはやむを得ないものと思つて、それと同時に、もう一つ、税負担感が非常に強いといふことは、租税構造による面が多いと思つて、アメリカの場合は直接税のウェイトが高つておりますが、現在の日本の負担感が重いのは、やはり国税の中で申しますと税全体のうちで所得税、法人税の占める割合が非常に高いといふことが負担感、重税感につながつてい

のではないかとこのように理解をいたしております。

○松井誠君 これは大臣がおるとほんとうはいいんですけれども、大臣がよく蓄積が少くないといふことを言われるのですが、やはり蓄積が非常に少ないといふことですね。それから国民所得がまだ低いといふことですね。国民所得が高い場合と低い場合とは、租税負担率は同じであつても、実際重税感というものは出てくると思つて、そういう意味で蓄積や国民所得が低いといふこともあると思つて、それからやはり物価が非常に上がつてきて、減税をしてもそれは名目的な減税でもつて、実質的には減税にならないといふ、そういうあとから追つかけておられるという感じがする。それからもう一つ、いま租税構造と言つたけれども、租税構造の中で、直接税と間接税との比率が直接税が重いという議論よりも、租税特別措置を中心とする税の不公平化、そこから来るばからしさといふようなものが税の負担感となつてあらわれておるのじやないか、そういうことも重税感の原因じやないかと思つて、どうでしょうか。

○政府委員(高木文雄君) お説のような点もあると思つて、ただ、租税特別措置につきましては、どちらかといふと大企業を中心に特別措置が行なわれていふように一般的には理解されておりますけれども、特別措置としていふば減税をされております金額は必ずしもそれほどばかりではございませう、今度一部改正をお願いしておりますけれども、たとえば預貯金についての分離課税の制度であるとか、あるいは生命保険控除であるとかいふふうに、本来は国民各層に広く及んでおるものもあるわけございまして、それらを見ていただきますと、必ずしも特別措置が非常に負担感に影響しているといふふうには私も理解はしてないわけでございます。

○松井誠君 政府としてはそういう答弁とならざるを得ないと思つて、大蔵大臣がよく間接税を増徴論をこのごろ機会あるごとにぶつわけですね。その理由の一つとして、いまあなたが言われたような直接税と間接税との比率からいつて直接税のほうに重いといふことを一つの理由にしておるのではないかと思つて、いただいた資料によると、なるほど日本のいわゆる直間比率といふものはアメリカに次いで所得税の比重が多い。そのことは間違ひないんですけれども、直接税と間接税との比率は一体どうあるべきかということについて、何か前提としての一つの考えがあつて、それで間接税増徴論といふものが出てくるのかどうか、その辺はいかがですか。

○政府委員(高木文雄君) 本来直接税と間接税との割合がどのくらいであることが望ましいかといふことは、たとえば学者等の間においても決定的な結論めいたものはなかなか発見しがたいと思つて、ただ、私も最近痛感しておりますことは、十年前に直接税の負担割合が五五であつた、昭和三十六年に五五・一％であつたものが、わずか十年の間に六五をこえるようになった、十年間に一〇％上がった。これは、気持ちの上では、経済規模が大きくなり、また、物価も上がりますので、所得税を中心とする減税を毎年お願いをしてきたつもりでございまして、それが、それでもなおかつ直接税のウェイトが高くなつてきたといふことから、つまり、最近十年間の推移から見ますと、これ以上直接税の負担割合がこの勢いで伸びていったんでは、悪いが、悪いのではないかと、そういうような角度から、いままでの行き方から若干の疑問を持ち始めていふことございませう。

○松井誠君 確かに直接税と間接税の比率といふものは、いまあなたが言われたように変化をしておりますけれども、それは、直接税をもつと減税すべきだといふ理由になるか、あるいは間接税をもつと増徴すべきだといふ理由になるかは、これは政策判断の問題になると思つて、ここまでは、いま直間の比率については特段の具体的な比率を考へていないといふことでしたけれども、確かに税制調査会の三十九年の答申にも、直接税、

申し上げましたように、所得税のほうには累進的な構造もありますし、ほうっておけばどんどん所得税のパーセンテージが上がっていくわけでありますから、ここ七、八年の間にそういう傾向は如実に示されているわけであります。このままほうっておけば、現在の昭和四十五年度に間接税が三四・三％と目されておりますけれども、このままの税法系でいくならばますますこれは下がっていくことについての見きわめは今後の問題でございまして、個々の税目をそれぞれ合理的にやっていますとした上の結果において何％に相なるかということになろうかと思ひます。ただ、先ほど申し上げましたように、このまま下がっていったんでは困ると、これは各国の国際比較でもわかるように、日本とアメリカ、イギリスだけが間接税のほうが少ないわけでございますけれども、それにいたしましたしても日本の間接税のウェイトは少ないわけでございます。そういう意味合いで、大臣がしばしばこのごろ、間接税にもう少しウェイトを置いたならばと。しかしながら、ここでも直接税を

まだ必ずしもきままっているわけでもございませんので、大臣が好んで言っておられる表現として、間接税の中で何かいい方法があればというような非常に慎重な発言になっておりますし、私どもも具体的にさうどういう方向ということでは申し上げる時期にきていないと思います。ただ、一般的に言われておりますのは、いわば巷間言われておりますのは、一つは、取引高税なり付加価値税というものをどう考えるかという問題でございます。二番目には、昨年一年間にいろいろ言われました中で、同じ物品の中で、たとえば乗用自動車を持つておる者は課税になっていなくても、トラックについては課税になっていない、営業用というところで課税になっていないんだけれども、しかし、たとえば道路損傷というような点からいうと、トラックのほうがいろいろ道路損傷率が高いというようなことで、たとえばトラックに対する課税を考えたかどうかというような議論があり、また、自動車保有税といいますか、車検税のような形式の税はどうだろうかという議論がありというような状況でございます。そこで、付加価値税とか取引高税につきましては、これは最近世界

調査会から答申をいただきましたいわゆる「長期
税制のあり方についての答申」の中では、いま松
井先生から御指摘がありましたのとはやや若干
ニュアンスが違ってきておりまして、全体として
付加価値税について当面は考えないが、将来の間
題としては検討を要しようというふうな、必ずし
も方向を示したわけではございませんが、少なく

お伺いをしたいのですが、四十三年の夏の税調の答申でも問題点はいろいろ出しているわけであり

ますけれども、そのうちの一つに、課税対象品目を具体的にどうするかという問題ですね。私がお聞きをしたいのは、物品税のかかる物品とそうでない物品との対象を選択する基準というものは何かあるのか、あるいは、その税率というもののきめ方について何か一般的な基準というものがあつて作業をされておるのかということですね。

○政府委員（高木文雄君） 前々申し上げておりますので繰り返しになりますけれども、物品税は、御存じのように、消費の背後にあるところの担税力というものを推定といえますか、考えまして、そうして所得税の補完税として考えられているわけでございますが、昭和十二年の創設以来の経緯がございまして、奢侈品あるいは趣味娯楽に使われる品物、便益品あるいは嗜好品というようなものを物品税の課税対象に取り上げるんだという一種の説明でございすけれども、あとからの御説明の意味も若干ありますけれども、そういう考へ方で課税対象を拾っていくことが言えるかと思ひます。それに対して、いかにも昭和十二年以来のあまりにも過去のいきさつに引きずり込まれたかっこうになっておりますので、そこで、もう一度、奢侈品とかあるいは便益品とかというような角度からでなしに、何か対象範囲を拾い上げる基準を考えることはできないものだろうかと云うようなのが当面の問題になろうかと思ひます。

それから税率でございますが、これも別に理屈があるわけではないのでございますが、大体、現在の物品税法では、小売り価格中に占める税負担が割くらしいということが目安になっております。したがって、二種物品のような製造課税のものが大部分になっておりますけれども、そこで、製造場から移出する段階で考えますと、そこで二割の課税をするということにしますと、それは結果的には小売り価格に対して一割くらいになる、これが税率を考えます場合の基本的な考え方になっております。ただ、一律の率ではなくて、その品の奢侈の程度とか、ぜいたくの程度とか、

その程度をきめるというのものはなだむずかしいわけですが、そういうことを一つの基準にし、別の表現をとりますと大衆消費財などになるべく課税対象にならぬようにという趣旨の見地から若干の税率を上げたり下げたりということになっておるわけでございます。

○松井誠君　その対象の品物をあなたいま言われた四つに分類して、そういう性格の物品に課税をする。そのときに、税率は一律に製造場から出るとききの価格の約二割だ。これは、便益品ならばば何割、娯楽品ならば何割といった、一律二割でなくて、そのほかに差等設けるという必要はないのですか。一律に同じような税率を考えるというのはちょっとおかしいと思うのですが。

○政府委員(高木文雄君) いまちよつと奢侈品とか娯楽品とかということ、四つあげましたけれども、必ずしも四つに分類をして明快にその四つごとにどう考えるかということを整理しているわけではございませんので、現在の物品税の対象物品をどういう意味で課税をしているのかということ、で分類してみると、四つになるかなという意味であるということをお断わりいたしておきます。

その次に、製造段階で二〇％が標準的な税率でございしますが、おっしゃるとおり、いわばぜいたく、奢侈の程度の高いものは税率も高いほうがいゝというところで、現実にはそうしております。たとえば自動車の場合でございしますと、非常に大きな型の自動車というものであれば四割、それから三割、二割というふうに、多少段階を設けてゐるわけでありまして、結果的には製造段階で見ますと五％から四〇％までの六種類になっております。

○松井誠君 いまの対象品目の分類のことなんですけれども、結果的に四つに分類されるのであって、まず対象品物を分類をしてそれに基づいて課税をしたということではないというように受け取れるのですが、それで一体いいのかなということなんです。つまり、私らが心配するのは、特定

の業者の圧力なり陳情なりで、いわばケース・バイ・ケースできわめて無原則に物品税をかけたたりかけなかったりするというようなことがあつて困る。ですから、これはある人の提言なんですけれども、むしろ四つなら四つの品目に物品税をかけるのだというようなことからちゃんとリストをつくつて、そしてそういうケース・バイ・ケースでいわば相手の出方次第でかけるかけないというのをきめるということでなしに、原則をやつぱりきちんと成文化したものが必要じゃないか。結果論として四つに分類されるような形になっておりますというこじやなしに、意識的にそういうふうな基準を積極的に設けるべきじゃないか、こういう議論があるのですけれども、その点はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) これは非常に古く昭和十二年に始まりまして、戦争中一番多いときに百四、最初十品目から始まりまして終戦直前に百四品目までふえまして、それから順次整理をして、現在六十九になっておるといふ経過でございますので、必ずしもまず四つの柱を立てていろいろな品物をその中のどれかに入れて、そしてさらにそれを整理していったという経過でございせんものですから、確かにおつしやるように体系として非常に整備されたものであるということにはなっていないというのとは事実でございます。ただ、本来こういう高級品といえますかぜいたく品である

のにどうして課税をしていないか、それは何か関係団体からのいわば圧力といえますかそういうことによるものではないかという御指摘がたたいまでもございましたし、しばしば実は私もそういうことを御批判を受けるわけですが、確かに、高級品目の中に落ちていろいろございします。いろいろございますが、そのほとんどすべてはむしろ物品税としての把握の都合、なかなか公平にうまく課税をしにくいという執行上の問題がございまして、一例をあげますと、よく御指摘を受けますのは高級織物などでございますけれども、これは多くの方が生産に関与しておられる

し、いろいろな段階を経て最後に織物になるとい
うことがありまして、課税技術上非常に困難だとい
いうことがございまして現在対象になっていない
わけですが、そういうふうな点も、特に関
係者が零細な企業であるという点から課税技術上
の問題としてはずれているのがほとんどでござい
まして、特にえらくいわけば圧力があるということ
は、これは私どもとしては何とかそういうものに
動かされないようにがんばってきているという実
情でございます。

○松井誠君　高級織物についてはよく議論になる
そうですから、私はそれはお尋ねしませんが、た
しか四十三年の税調の答申でも、「一部の高級消
費財が課税されていないことについて物品間の負
担の不均衡ないしは不公平感があることにとも配
意しつつ」というふうになっておられますね。で
すから、これは高級織物だけを頭に置いたことじ
ゃないと思うのですけれども、高級織物と一緒に
やはり検討に値するような高級の消費財というの
は、たとえばどんなものがあるのですか。

○政府委員(高木文雄君) いつも困りますのは、書画骨とうのようなものであるとか、それからかつて対象にはあがつておりましたが、現在は対象になっていないのですが、非常に値が張るという意味で、ああいうものはどうしてほっておくのかというのは、たとえば盆栽のようなものであるとか、いろいろあるわけでございます。

○松井誠君　そういうものも、いろいろ課税がむずかしいという理由でいまは検討からはずしておるのですか。

○政府委員(高木文雄君)　今日まではとにかくたくさんあったうちから順にはずしてきましたので、いままで拾い上げるといふのはむしろ耐久消費財のようなものを拾い上げるといふことをやってきたわけでありまして、耐久消費財でも、たとえばごく一例として御理解いただかなければいけません、電子レンジのようなものは、最近かなり一般化しておりますけれども、いままではそういう品物があまりなかったということで対象に

なっていないというようなものもあることはあります。しかし、いざにしましても、どつちかというところ、これまでの作業は、対象をしぼっていくといふことが、百四品目からスタートしてだんだん減らしていくのが重点で、拾い上げるのはテレビのように新しく出てきたものは特に幾らかございすけれども、必ずしもその品物についての総ざらいをやって再検討ということは今日まであまりやってきてない、むしろいままでのものを落とす、特に目立つたものだけを拾い上げるということとで今日まで来たということでございます。

○松井誠君 私はいまだその点が不満でして、物品税を洗い直して、先ほど言ったような四本なら四本の柱を立て、それを基準にしてきちっとしてやる。高級消費財についても、多少それは徴税技術上のむずかしさというのがあるでしょうけれども、そういうものをやらなくとも、そういうこともあ公平感というものは直らない、そういうこともありますから、徴税技術が困難だと、そんなことだけ置きかたないで、耐久消費財というのはむしろ大衆課税になる危険性が多いので、積極的にもっと高級の消費財というものをもう一ぺん洗い直すということが必要だと思ひますが、そういうことをおやりになる意思はございませんか。

○政府委員(高木文雄君) 今度間接税全体について考え直さなければならぬという場合に、その中で物品税についてどういう方向で考え直すかというところはまだ具体的に内容をきめておりませんけれども、ただいま御指摘いただきました点の項目も十分一つの問題点として考えておるわけでございす。

○松井誠君 それから税率のことなんですけれども、これは税調で言っておる分類等課税ですが、これと同じ趣旨になるかどうかわかりませんが、たとえば宝石なら宝石で何万の宝石もあれば何千万の宝石もある。これは物品税を一律にしないで、やはり刻んで、税率そのものを上のほうを上げたかどうかという議論がある。これは税調がそういうことを示唆しているのかわかりか

りませんが、そういうことは検討されませんか。○政府委員(高木文雄君) たとえば宝石なら宝石をまたいろいろな種類に分けて段階の税率とするというところは、これはいま小売り課税でございすし、たぐさんの宝石屋さんが扱っており、そしてそれぞれ課税申告をするということから見ますと、品目ごとに税率に差等を設けることは非常に困難ではないかと思ひております。ただ、現在は、従量税ではなくて従価税になっておりますから、税額としては百万円のダイヤモンドは五十万円のダイヤモンドの倍だと、いわば比例税率となつておるわけでございす。それをもっと累進的に何か段階をつけるかということでございますけれども、たとえば何かラットをこえればさらに累進的な税率にするというのには非常に困難でございまして、そういう意味で差等を設けることは現在の段階は考えておりませんので、税調で言っておられます段階的という意味は、現行制度の製造段階で申しまして五から四〇までのいろいろな物の性質に応じて区分しているということを踏まえて、それを、何といひますか、認めていただいて、そういう御答申になつておるというように考えております。いま税率構造を変えようということは私も考えておりません。

○松井誠君 その四十三年の答申に、「分類差等課税の合理化についてさらに検討を試みる必要がある」ということが書いてあるわけですね。分類差等課税というのは、いまあなたが言われたように、宝石なら宝石の中にいろいろな種類がある、その宝石の種類ごとに税率を変える、そういう意味なんではないですか。私のお尋ねしているのは、宝石の中にもいろいろ種類がありまして、たとえば、その宝石の種類ごとに税率を変える、分類差等課税というのをこのごろ言っているのはそういう意味なのか、そうでなしに、一つの種類のダイヤモンドならダイヤモンドというのがあるけれども、そのダイヤモンドの価格によって税率を変えようという意味も含まれているのか、両方あるとして、両方を検討しているのかわかりかという事です。

○政府委員(高木文雄君) 実は、この税制調査会の個々の部分の文言は何か私も読みにくいのでございす。ここに書いてある趣旨はたゞいまおっしゃったような趣旨であらうかと思ひます。ただ、私どもは、実際問題として、宝石をまたいろいろ分けて、高いものと低い率のものにするとか、あるいは宝石の中で百万円をこえたものと税率を高くするとかいうことは、事実上困難でございまして、それはいま考えておりませんので、ここに御答申がございすことを検討してみようということ、御答申がございすことを受けて考えますとすれば、たとえば何かの物品について現在二割一律になつておるけれども、それを二割と一割と三割のような、分けたほうがよいといううなものはないかと。たとえば、自動車で言えは、型によつて二割と三割と四割になつておりますが、ほかの品物で一律の率になつておるものの中に、いまの自動車の例のように大ききと小きとによつて税率を変えるほうがよいものがあるし、ないかと、そういう意味で検討してみようという意味だといふふうに実は私も受け取つておるわけでございす。

○松井誠君 どうも、大蔵省のほうで答申の意味がよくわからないと言ふんだから、私のほうでわかるわけがないんですけれども、それはどうなんですか、先ほどあなたが例に出したここに書いてあるのも、「同一税率の適用される課税対象間においても」という前提になつておるわけですね。だから、宝石なら宝石といふのは、一律に貴石でしかの税率だけれども、その宝石同士の間で税率の差等を設けるといふ意味それだけなのか、あるいは、それを含めて、今度は、ダイヤモンドならダイヤモンドの値段に応じての税率の差、従価税であることには間違いありませんけれども、従価階級制比列税率といふことは使つておる人がおるようですけれども、たとえばダイヤモンドならダイヤモンドでも、価格によつて税率を変える、それも分類差等課税といふものの中に入つておるのか、入るとすればそのことを検討する必要があるのかということ

○政府委員(高木文雄君) ここにお書きいただいております文言としては、まさに先生がおっしゃったような意味をすべて含んでふつと書いてあると思ひます。ただ、具体的にじやどんな品物についてどういふことが頭にあらのかといへば、たとえば自動車で言ひますと、普通乗用自動車は、大型が四割、普通が三割、小型が一五%とこつたつておるわけですが、その小型や普通——まん中の型のものでも、スポーツカーといううのがあつたといへば、スポーツカーといううのは奢侈的性格が少し強いから、少し税率を上げてみたかどうかといううなことが若干議論がございすので、おそらくそういうことを具体的に頭に置いてこつた表現をとられたのではなからうか。しかし、表現の結果は、たゞいま先生がおっしゃられましたような、宝石でも高いものはもう少し税率を上げたかどうかということも入つておるかと聞かれれば、それは文言の上では確かに入つておるということなんでございす。ただ、書くときに頭の中で何を考へていたかといへば、ただいま私があげましたような、ただ自動車の大さきだけではいけなないので、スポーツカーといううなときにはもう少し何か高くしたらどうかといううなことが頭にあつて書かれたものであらうかといううに思ひます。

○松井誠君 それならば、そのことは少なくとも検討されておるということですか。

○政府委員(高木文雄君) それは幾つかにそういう問題があります。ありますので、この次の段階ではやはりいろいろ御意見をもう一ぺん集めて、そしてどういふ問題があるか集めて、そしてその一つ一つについて検討はしてみなければならぬといふふうに思つておるんですが、まあどちらかといひますと、われわれ事務屋としては、ますますそうなりますと複雑になつてまいりますので、奢侈といふ点をとらえての税ではありまするが、あまり複雑にしますと、いろいろ型を変えた

りなにかして、また、スポーツカーというのはま

たいろいろ定義がむずかしいので、すれすれのものをつくられたことになりまうので、やや私どもは消極的であり、それから税制調査会の委員さん方のはうは、確かに奢侈という角度からもう少し何とかならぬかと言われておりますことは事実でございます。しかし、そう言われております以上、今後検討して項目の中に入ってくることをお答えすることが正確かと思ひます。

○松井誠君 じゃ、そのことはそれでやめまして、最後に提案理由の御説明のほうをお伺ひしたいんですが、提案理由に、期限が来たため本則税率を適用することになったパッケージ型ルームクーラーその他については、「すでにその目的を達成した」という言い方がありますね、すでにその目的を達成したと認められるから本則を適用するということはどういう意味かということ。もう一つ、トランジスタテレビ受像機など四品目については、生産及び取引の実情に應じて漸進的にしなければならぬということが書いてある。「生産及び取引の実情」ということはどういうことか。この二つをお伺ひしたい。

○政府委員(高木文雄君) 第一段階のパッケージ型ルームクーラー等々についてはすでに税率軽減の目的を達成したものと認められますということ、パッケージ型ルームクーラーについては御説明いたしますと、パッケージ型ルームクーラーが物品税で課税物品といたしましていうことで取り上げられましたのは、三十七年の四月一日から税法でそういうふうになされました。ただし、それは、物品税法の本法のほうでは新たにそのときに課税物品に取り上げられましたが、附則等によりまして当分の間は非課税にしておくということになりました。そうして、三十七年の十月一日に一〇%になりました、四十三年の十月一日から一五%になりました今日になったのでございますが、その間におきまして生産台数がどんどんふえてきております。一〇%に新しくすることになりました三十七年には、大体その最初課税対象にすることになりました三十七年には、二万台くらい

の生産でございましたのですが、四十四年には四万二千台と、約倍にふえております。それから小売り価格で申しまして、新たに課税対象に取り入れるということにした当時には四十七万円くらいのものでありましたが、最近では物品税を一五%納めておりますけれども四十二万円くらいに下がってきております。で、本来、暫定税率と申しますのは、新しく物品税が課せられることについて急激に市場を動かしてはまずかろうということとで少しづつ上げていくという趣旨でございまして、このパッケージ型ルームクーラーの例で申しますと、生産台数もふえ、かつ価格も下がってきておりますということが、ここに御説明をいたしました税率軽減の目的を達成したものと認められるということの具体的内容でございまして、

次に、今度新しく課税になりますトランジスタカラーテレビの問題等につきましては、物品税法の本則で課税対象物品になりましたのは三十八年五月でございまして、その後、真空管式のテレビのほうには課税をいたしませんけれども、トランジスタテレビのほうは、トランジスタそのものの技術がまだ十分でないためにトランジスタテレビが市場に出回っていませんでしたので、暫定的に今日までかなり長い間になります非課税のまま来たわけでございまして、ところが、最近、急激にトランジスタの技術が発展をいたしました。つまり、市場性のある品物になってまいりました。昨年の状況で申しますと、約六十万台くらいの生産になってまいりました。わずか一年前の四十三年には一万台くらいしか生産がなかったものが、一年間の間にここで急に技術が伸びまして、六十万台ぐらゐに生産量になったわけでございまして。そうなりますと、従来、トランジスタの技術の開発といいますが、さらにやや大きく言いますと、電子工学の工学技術の生産奨励の趣旨で暫定的に非課税にしておりました理由がなくなりますので、そこで、今回、新しく五%の税率ではあります具体的な課税対象に取り上げた。ただ、本来ならば、本則税率に一挙に戻って

いくとすれば一五%の税率にいくべきではございませんけれども、それは、先ほど申しましたように、いろいろと激変といいますが、急激な変化を与えることになりましたので、その急激な変化を避ける趣旨で四十五年度は五%、四十六年度は一〇%というふうにして漸次本則税率に戻っていくというふうなことを考えているわけでございまして。

なお、ちょっと間違つた説明をいたしましたので訂正させていただきますと思ひますが、テレビを課税をいたしましたのが昭和二十九年からでございまして、トランジスタテレビというものが開発をされてそういう物品が世の中にあつたわけでございましたのは三十八年でございまして、三十八年に本則に物品としてあげましたけれども、同時に、まだまだごく開発段階だからということで非課税物品にしたわけでございまして。その点、直させていただきます。

○松井誠君 じゃ、物品税はその程度にしまして、関税定率法の改正について、一点だけお尋ねしたいと思ひます。

それは、輸入豚肉の関税の減免制度の手直しというところで改正が行なわれるその改正についてであります、農林省からお伺ひをいたしたいのであります、主として農林省のほうにお尋ねをしたいと思います、今度の改正案が必要になつてきたいきさつですね、簡単にけつこうですけれども、それからまずお伺ひをしたいと思います。

○説明員(斎藤吉郎君) 先生御案内のとおり、この豚肉の価格安定制度は、安定基準価格の上限と下限の安定幅の幅をもちまして、その中で比較的安定的な供給が行なわれるようにと、こういう趣旨で行なっている制度でございまして。従来、この安定上位価格をこえまして騰貴いたしました場合に、これを防止するということで、畜産振興事業団という事業団がその手持ちの豚肉を放出いたしましたことを冷やす、安定上位価格にまで下げ、こういうことでやってまいっている趣旨でござい

す。しかし、畜産振興事業団の手持ちの豚肉を放出しただけでは静まらないという場合がございまして、緊急輸入というところで外国から豚肉を輸入いたしました安定上位価格まで冷やすということをやると、こういう制度でございまして。ところが、従来の経過からいたしまして、安定上位価格をオーバーいたしました、緊急輸入という段階になりました、実は、従来の制度でございまして、関税面の手当で、何と申しますか、十分に騰貴した場合が、従来の制度でございまして騰貴した場合といたしまして、騰貴という実情を的確につかみませんとこれを発動できない、関税の減免措置がとれない、こういうふうなところになっております。したがしまして、なかなか十分な手当てができません、長期にわたつて安定上位価格を上回るといふ事態が現出するのが従来ございました例でございまして。

そこで、今回お願いしておりますのは、この騰貴という事態が完全に把握できるということではなくて、騰貴するおそれがあるという場合に、その輸入の発動、したがしまして関税の減免措置というものがとれるという形をお願いいたしまして、なるべく早目に手当てをいたしまして、安定上位価格をオーバーする状況が早急に解消いたしました安定帯の価格の中に豚肉の価格がございまして、ということにいたしたい、こういうことからお願いをいたしておるわけでございまして。

○松井誠君 その改正案の意味は私もわかるのです。そういう仕組みはわかる。ただ、いままでの実情は具体的にどうだったのか、具体的にこういう実情があつたものだからこういう措置が必要になつてきたんだというその実情の経過を聞きたい。

○説明員(斎藤吉郎君) ただいま申し上げました実際の例といたしましては、四十三年の六月の二十日から四十四年の十二月三十一日までの約一年半の期間にわたつて、従来の制度の減免規定を発動いたしました約五万五千トンの輸入取引についての関税の減免—金額にいたしまして約二

七

ら、この制度に對しまして、下ささの価格自体を上げる、それからかういふような関税制度でもって減免して外国から入ってくるという事はやめてはくれないという一般的な意見はございます。しかし、御案内のとおり、この安定帯の価格につきましては、畜産振興審議会がございまして、そこにはかりまじいという学識経験者その他の方々からの御意見を承った上で、その御答申を尊重いたしまして決定をするという方式がとられておりまして、実はこの四日一日から価格改定が行なわれたわけでございしますが、三月末に行なわれました審議会の席上におきましても、この点につきましては特段の生産者サイドから非常に困るのであるという御意見がなく、さらに、これがきまりました後におきましても、現在のところ特にこれが非常に困るのであるという話はないわけでございます。

○松井誠君 手元に全国農協中央会——全中の四十五年度の陳情のパンフレットがあるのですけれども、それにも、一般論ではありますけれども、すみやかに輸入規制措置を講ずべきである、輸入関税の減免措置を廃止するというように言っておるわけですが、ですから、今度の改正に賛成であったはずはないと私は思う。ただ、生産者と消費者がそういう意味で利害がぶつかりますから、一本の旗だけ持てばいいと私も考えませんけれども、それならそれで、生産者の利益を守るなら、それで消費者の利益はどうすれば守れるのか、あるいは、消費者のためにこの改正はやむを得ないけれども、そのかわりしかし基準価格をもっと上げるとか、何かやはりその矛盾を調和をする努力が農林省は必要だったのじゃないですか。ところが、聞くところによりますと、生産者もオーケーと言いました、したがって農林省もオーケーでありますという事で、無抵抗でかういふものがすいすい通るのでは困ると思うんです。そのことだけを一つ要望して、質問は終わります。

○戸田菊雄君 今回の関税定率法の改正の内容を見ますと、各般の問題について税率改正という

ものが行なわれておるようでありますが、その中で問題になりますのは、一つは中国産品の関税価格の格差解消で、今回この関税が改正されますと、おおむね九七〇程度格差が解消される、かういふことであります。残される産品は一体どういふものが残っておるのですか、その辺からまずお伺いしたい。

○政府委員(上林英男君) なお格差の解消しておりますものは二十六品目ございしますが、おもなものは生糸、絹織物でございます。

○戸田菊雄君 これらの問題は、今後の取り扱いですが、どういふ考え方でいくか、将来はこれは全面的に解消ということにおそらく考えておられると思うのですが、その辺の見通しはどうですか。

○政府委員(上林英男君) 基本的には、当委員会でも御決議をいただきましたように、協定税率の適用のない国におきましても、できるだけ協定税率を適用するように努力をしたいと思っております。ただ、国内産業に与える影響を考えまして、そういうものに支障のない限りにおきまして、いま申しましたようなできるだけ格差を解消していく、こういう努力を続けてまいりたいと思っております。ただ、いま申し上げましたような生糸、絹織物等につきましては、国内産業の状況から申しまして、また、生糸、絹織物につきましては特に中共産品が非常に潜在的な力を持っておりますし、その産出額も大きいわけでございます。価格も安いというように、国内産業との競合を考えまして、格差を解消しなかつたといううような実情でございます。

○戸田菊雄君 時期はいつごろまで整理される考えですか、大体的に見通しは。

○政府委員(上林英男君) いまの未解消の品目につきましては、いま申しましたように、わが国の国内産業との競合状況を考へて、毎年検討していかなければならないと思っております。しかし、そういう国内産業との競合を生じないようなものにつきましては、もうすでに、おっしゃいました

ように、品目数につきましては九七〇やることになつております。ことしも、御存じのように、四十品目ほど追加を、四十三年度に輸入実績がありましたもの全部、それと現在関税格差がございましたのが三十品目ほどございましたが、そのうちの五つ、それはつけ加えさせていただいておるといふような状況でございます。今後ともそういう方向で努力をさせていただきたいと思っております。具体的には品目につきましては、いま申しましたように、国内産業との競合状況を毎年研究をし、慎重に処理をさせていただくということになるうかと思ひます。

○戸田菊雄君 今回の関税の減免措置によつて、その減税額は総額どのくらいですか、一般と重油関係と分けて。

○政府委員(上林英男君) 今年度の関税改正によりまする新たな関税引き下げによりまする減税額は、重油脱硫に伴いまする減税、これが三十九億でございますが、このほかに約五十億程度の新しい減税を行なつております。したがしまして、合算しまして約九十億程度になるわけでございます。

○戸田菊雄君 九十億程度の減免措置をとるわけですが、この真のねらいは一体どういふところにあるわけですか。

○政府委員(上林英男君) 私ども、関税政策の基本的な考え方としては、もちろん国内産業の保護に支障のないように努力をいたしますが、と同時に、わが国の置かれております地位からかんがみまして、やはり貿易が拡大していくことが必要であると思ひます。その結果、物価面への影響も考へてまいらなければなりません。国内産業のほうに支障のない限りこれを一般的に引き下げていくという努力をしたいと、こう考へておるわけでございます。そういうような意味におきまして、今年の改正におきまして、新たに百一十一品目の関税引き下げをお願いいたしておるわけでございます。そういうような施策の一環といたしましてできるだけの減税を

した、かういふことでございます。

○戸田菊雄君 総体五百八十一品目程度の減免措置をやられたわけですね。いま局長がお答えになつておるうちに、そのねらいというものは、一つは国内産業の保護だ、あるいは貿易拡大、あるいは物価引き下げですね、そういうところからねらひがあると思うのですが、じゃその物価の具体的な——いま四十五年予算審議中でありますけれども、政府の説明では四・八%、しかし、これも実質成長率の今後の上昇などによつてはそれぞれ変更する、われわれの見通しとしてはとても四・八%程度で物価上昇がおさまるとは考へておりませんけれども、どの程度の割合がこの関税減免措置によつて物価を引き下げ得る自信があるのか、その辺はどうですか。関税部面からでけつて

○政府委員(上林英男君) 関税の及びまする物価に對しまする、何といひますか、四・八%に對してどのくらいになるかと、かういふ話になりますと、非常に微々たるものであるかと思つております。たとえて申しますと、これも連綿的な数字でございますけれども、輸入関連品目の卸売物価に占めまするウェイトはたしか一割足らずであつたかと思ひます。いま日本の関税負担率は七%程度でございますから、それを考へまして、この七%の関税負担率がみんななくなつたといひましたとしても、その物価に及ぼします影響といひまするのは、いま申しますように〇・〇%というううなかつかうになつてゐるわけでございます。しかし、具体的な品目をとつてみますと、今回の改正におきましても、たとえば紅茶は現在三五%でございますが、これを二〇%に引き下げるといふことにいたしておりますけれども、かりにこの減税額が全部価格に反映をされると、かういふことになりますと、現在の価格よりも二・六%程度引き下げられるといううな数字も出ております。また、たとえば今回の改正におきまして、ナチュラルチーズの関税割り当て制度をしきまして、一次税率につきましては三五%から一〇%に

下げますことによりまして国産品をできるだけ使用するというようなことをねらっておるわけでございますが、これによりまして、減税額がいま申しますように全部国内価格に反映すると、こういう仮定のもとに計算いたしますと、プロセスチーズの負担も三・一〇程度は引き下げられる、こういうような計算が出ております。

○戸田菊雄君 その部分的な物品等も価格政策からいけば御説明をされたような方向で幾らか下がってきますが、しかし、総体品目を見ますと、逆に国内産の価格に対しても一面相当圧迫をする、こういう逆現象もいろいろ出てくるんじゃないか。たとえば大豆なんかは非常に例じゃないかと思うのです。たとえば仙台なんか有名だといわれる三色最中のアズキなんか、あるいは仙台味噌、こういったアズキとか大豆はほとんどは外国の輸入に依存しているんですね。そういうことで急速に国内生産というものはもうほとんど解消してしまふような状況にいくのじゃないかと思うのですが、非常にむずかしい調整でありますけれども、局長が指摘をされましたように、国内の産業保護ということと、それから関税定率の減免措置ということ、この調整をどの辺ではかっているのか非常にむずかしいと思う。政府全体としては、輸入品目は四十七年度まではほぼ解消していききたいという考え方だと思ふのです。全面的にそういうものが入ってくるわけですね。そういうことになりましたと、どうしてもやはり一面、いままでもバナナの規制措置をとってきたように、ある特定品目については依然として関税定率によって規制をしていく、こういうことも政治的には配慮されなければならぬだろうと思ふのですが、その辺の調整問題ですね、どういふふうに一体お考えになっておられるか。

○政府委員(上林英男君) おっしゃいますように、今後輸入自由化を進めてまいるにあたりましては、国内産業に不当の混乱を起こさないように、そういう努力をしなければならぬことは言うまでもございせん。そういうような意味にお

きまして、ある場合におきましては暫定的に関税の保護措置を厚くせざるを得ない場合もあるかと思ひます。そういうようなことにつきましては、おのおのの産業の実情に応じ、あるいは自由化の進捗度に応じましていろいろ検討を加えていかなければならないと私も考えております。なお、一方におきまして、先ほどから申し上げておりますように、できるだけ貿易障壁を軽くいたしまして、お互いに貿易を拡大をし、日本の経済の効率化をはかっていく、そういう態度も必要かと思ひますので、いまおっしゃられましたように、そういう二つの目的をどういふふうに調和しながら具體的にたとえば関税政策におきましても運用していくかということは、なかなかむずかしい問題でございまして、そういうことを常に頭に置いて努力をしてまいりたい、こう思っております。

○戸田菊雄君 関税の減免制度の整備拡充ということで、重油の脱硫減税の新設が今回行なわれたのです。これによって、説明によりまして、四十五年度で三十九億円、年度換算で五十一億円ある。これは、私は、いろいろな問題になっている。税不公平ということでもない非難をされておる租税特別措置法の一適用じやないかと考えるんですね、関税も。そういう点はどういふふうに考えてですか。

○政府委員(上林英男君) この重油脱硫に關する減税制度につきましては、御承知のように、重油の専焼によりまして亜硫酸ガスの発生に伴います公害問題、これを解決いたしますことが非常に緊急な必要がある、そういう緊要性にかんがみまして、片方、それに対処いたしますために重油の低硫黄化をはからなければならぬ、その低硫黄化の一つの方法といたしましては重油脱硫があるわけでございますけれども、これにつきましては相当大きな投資が必要。あるいはそれを運搬いたします経費も要る。しかし、これを全部企業だけに負担させるといふこともなかなかむずかしい問題であらうかと思つております。そういうよ

うな情勢にありまして、この重油脱硫を促進し公害対策に資しますためには、一方におきまして、国におきましても何らかの助成措置を講ずる必要がある、こういうような考え方でございまして、そのために、重油脱硫装置につきましては、たとえば、固定資産税の軽減とか、特別償却等を認めておりますし、財政投融資の開募による融資なども考えておるわけでございます。それにいたしましても、なお巨額な投資コストがかかるわけでございますので、そういう脱硫をいたしました重油につきましては、御存じのように、一キロリットル当たり三百円の減税制度を設けるといふことによりまして公害対策に資しよう、こういうこととございまして、そのねらいをいたしますことは、いま申し上げましたような、公害対策に資しようといふことでございまして、この受益者といふものは一般国民であるといふように考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 こまかく聞いていきたいと思ふのですが、この重油脱硫減税の新設についての当局の提案の理由は、「大気汚染公害問題の緊急性にかんがみ、石油精製業者による重油脱硫を促進する助成策」と、こういうことになっているんですが、前段の大気汚染公害問題の緊急性にかんがみ、前段の公害防止策といふことは当然だろうと思ふんですが、それは、経営者負担と国庫負担との割合、公害防止事業団法についてもいろいろ問題になったところですが、いずれにいたしましても、本問題について五十一億円の年度の関税面からの助成策をとつていくというのですね。一応いまの公害防止のそういう施設に対する補助金としての一つは、税制面から減免措置をとつて、そういう制度がやられていくわけですね。もう一つは、金融面からそれに対するあれをやつていくわけですね。日本開発銀行とかから行っているやつがあるんですね。さらに、関税からのやつがある。そして、地方税の固定資産税を中心としてのこととをさらにやっています。ですから、何重もの系統別にそれぞれ面から助成策というものをい

られていくわけですね。私は、そういうものは、公害防止をいざば政府一体の形でどういふ形で一体やっていくのか、この辺の基本姿勢が明確じゃないから、場当たり的に、関税からも、税制からも、あるいは金融面からも、あるいは地方税からも、こういうことになってくるだろうと思ふのです。こういうシステム態様がはたしていいのかどうか、この辺の見解はどうでしょう、政務次官。

○政府委員(藤田正明君) まことに御指摘のとおりでございます。この間成瀬委員から物価問題におきましても各省庁別にセクショナリズムといふことについて御批判を賜つたのですが、総合的に内閣として考えたかどうかというよう強い御指摘を賜つたのでございまして、この公害問題においても同じことだと思ひます。各省庁別にそれぞれ予算がございまして、あるいはたまたまおっしゃいましたように系統別にそれぞれ公害対策をやつておるといふことではいけないのではないかと思ひます。今後総合的に政府といたしまして公害対策をやつていきたい、かように考えますが、これも政府全体の話でございまして、そのように入進むことを私自身も希望しております。

○木村禮八郎君 ちょっと関連して。この重油脱硫減税制度の問題ですが、これはこういう制度を設けましても、硫黄分の多い重油を輸入したのでは意味ないので、これはどうなんでしょう。硫黄分の少ない重油、たとえばソ連なんかのものは少ないのだそうですね。そちのものも多く輸入すれば問題が解決するのじゃないですか。どうもその点がよくわからないですね。アメリカのはあるいはまた、硫黄分の多い重油を輸入するからこういう減免制度が必要になってくるのであつて、もしもソ連のほうの硫黄分の少ない重油を輸入すればこういう制度を必要としないのではないかとどういふふうに考えるのですが、どうなんですか。

になりまして、これをどうやって達成するか、これは非帯に総合的に検討をやりまして、通産省のエネルギー調査会で低硫黄化部会というものをつくりまして、いろいろな対策を検討したのでございます。そして、いま御指摘のように、まずローサルファー原油を入れるべきだと。それで、アフリカとか、アラスカとか、あるいはインドネシア等の東南アジアの原油というものがどのくらい入るかという検討もやりまして、四十八年度にどのくらい入るかという検討が終わっております。しかし、それでも全く環境基準達成のためには不十分でございます。どうしてもハイサルファー原油を入れて脱硫をやらなければいけない、そういう結論が出てまして、昭和四十八年度までに六十四万バレル、現在の倍くらいの脱硫施設をつくらなければいけないという結論が出て、そのための促進策として今回のような関税軽減をお願いしております。

○木村福八郎君 ばくはしろうとでようわからぬのですが、低硫黄分の重油も、それから硫黄分をたくさん含んでいる重油についても、これはもう区別はないのですか。そういう硫黄分の含有については、何ら区別はないのですか。

○説明員(成田寿治君) 重油脱硫装置にかかすところの原油は、三％とかサルファーの高い原油を入れまして、中近東から大半入ってまいりますが、これが三％の原油では重油にした場合にサルファーが固まって非常に高くなりますので、脱硫装置にかけるわけでございます。それから一％と

非常にサルファーの低い原油につきましては、脱硫装置にかける必要がなくて、そのまま重油をつくりましてそのまま供給する、そういうことでありまして、今回の対象になっておりますのは、ハイサルファーの原油を入れて、それを脱硫装置にかけて、できた低硫黄の重油を対象にしております。

○木村福八郎君 ですから、硫黄分の少ない重油を多く輸入すれば、その渡税額が少なくなるでしょう。そうでしょう。そこが問題になってくると思うんですよ。そうすると、どこの国の重油を多く輸入するかという問題とも関連してくるでしょう。だから、結局、低硫黄分の重油を多く輸入すれば、何もこういう減免措置は要らないわけなんですよ。なぜそれをやらないかというんです。そこが非常に問題じゃないかと思うんです。

○説明員(成田寿治君) 確かに、論理的にはそのとおりでございます。われわれもローサルファー原油の重油がどれだけ入るかという検討を四十八年、四十九年度につきまして非常に詳細に検討いたしましたわけでありまして、それで、現在、ローサルファー重油が一千万くらい入っておりますが、これの倍くらいはいま努力して入れようというので、それも織り込んで、ただ、二千万くらいのローサルファー重油の輸入だけではとても環境基準の達成はできませんので、並行して脱硫装置も相当つくっていただかないといけない、そういう総合的な研究をやった上での結論でございます。

○戸田菊雄君 今後の日本の燃料は、大体重油等に転換されてくることは必定だろうと思うんですね。現に、火力発電所あたりは、ほとんど重油に切りかえて新しく建設する、こういう趨勢にあるわけですから、この需要がどんどん拡大をされ、いま審議官が回答されましたように、そういう硫黄分の少ない重油を大量に仕入れていくという、そういう検討は必ず必要になると思うのです。これは要望として、いまお答えがあったようでありまして、十分検討していただきたいと思っております。

○説明員(成田寿治君) 最初の、サルファー別に原油関税に差があるのではないかと御指摘にございました。これは原油段階の差でなくて、脱硫装置へかかった重油について関税を出すということでありまして、脱硫装置はきまっております。いま現在日本では三十二万バレルというのがあります。特定の設備がきまっておりますから、それに原油をかけて重油をつくって脱硫重油にした場合に、関税をかけるということで、原油段階における差別扱いということには直接ならないのじゃないかと思っております。

それからもう一つは、減免措置ですね。現行一キロリットル当たりが六百三十円ですか、そのうち三百円減免をするということになるんですね。そうすると、含有の割合によって助成金というものは違っていくわけですね。だから、そういう問題は、一体どの程度まで硫黄を含有している場合においてどの程度の助成策になつていくのか、この辺の内容についてひとつお教え願いたい。

もう一つは、税制面からいいます。脱硫装置の助成策として総体どのくらい出されているのか。それから金融面としては、日本開発銀行からまいるわけですが、これは一体どのくらいやられているのか。あるいは関税分はわかりますが、地方税の固定資産税の部面から一体どのくらい出ているのか。総体的に一体この脱硫装置のためにどのくらい助成措置が行なわれているのか。それからさらに、対象の工場なり石油精製業者、これは一体どのくらいあるのか。主としてどういう部面を通じてこの助成金というものをやられていくのか。それはもちろん金融関係の助成対策については、一定の公害防止事業団等から政府出資その他もつていられる、これはわかります。それはいろいろ申請に従ってやっていくのでありまして、うが、一体どういう流通体制を通じてそれらの助成策を施していくのか。というものは、今年度ももうなんでありまして、特別措置が各企業、大企業を中心にして非常に拡大をされてきておる。総計三千二百億です。しかし、いままでのわれわれが租税特別措置を全廃しろという要請に対して、大

蔵省自体としても、本問題については政策的効果は疑わしい、こう言っているんですね。そういうことを基本的に置きながら、なおかつこういう問題について関税面、税制面よりテコ入れしているというそういう点について私は大蔵省の見解としては疑問を持つわけなんです。だから、その辺の見解についても明確にひとつお答え願いたいと思っております。

○説明員(成田寿治君) 最初、サルファー別に原油関税に差があるのではないかと御指摘にございました。これは原油段階の差でなくて、脱硫装置へかかった重油について関税を出すということでありまして、脱硫装置はきまっております。いま現在日本では三十二万バレルというのがあります。特定の設備がきまっておりますから、それに原油をかけて重油をつくって脱硫重油にした場合に、関税をかけるということで、原油段階における差別扱いということには直接ならないのじゃないかと思っております。

それから現在という程度の助成をやっておりますかというお話ですが、一つは開銀の特別融資でございます。公債脱硫設備については昭和四十二年度から開銀の低利の金を出しております。従来は一般ワタから出て年間数億でありましたが、四十四年度からは産業公害ワタという特ワタをつくりまして、このうち石油会社の脱硫設備として三十五億円が融資として出されております。それから四十五年度の財投予算におきましては、四十五億円というものが石油の脱硫設備に対する開銀の融資という計画になっております。

それから固定資産税の軽減であります。これも昭和四十二年から実施になっておりまして、三年間固定資産税二分の一の軽減というところで、はっきりした金額はわかりませんが、四十四年度が一億から二億、まあ一億五千万くらいじゃないかというふうに考えられます。

それから特別償却も、重油脱硫設備に対する初年度三分の一の特別償却の措置が昭和四十二年度からとられておりまして、これがどれだけかとい

うことはちょっとわかりませんが、こういういろいろの助成策をとっていただいております。ただ、こういういろいろの助成をやつて、さらに関税の減税をやるのは、非常に不当なあれにならないかという御指摘もありましたようですが、実際脱税設備にかけましてさらに重油をつくり出すと非常にコストが高つくのであります。おそろしく一キロリットル当たり千数百円というような計算上はコスト高になるという計算になっております。これは石油業界が合理化等によって大いに吸収すべきであるというので石油業界にも努力させておりますし、また、電力業界、鉄鋼業界等の消費者業界にも高くついたローサルファアの質のいい燃料だから高く買わなければならないことをお願いして、これにもいろいろの協力をしてもらつておりますが、それだけではもちろん全部吸収できませんので、こういう政府の資金、税制あるいは関税面からの助成をお願いしておるのであります。国の助成によってコストが十分カバーされるというのではなくて、さらに石油供給業者なり石油の使用業界の協力ということ、この三つの点をやつてやつといういろいろ高くつく脱税設備を計画しておりつゝ促進していく、そういう考え方になっております。

それから対象になる工場が幾らあるかというお話でございますが、現在石油会社は二十社ぐらゐりありまして、おそろく将来はあらゆる会社ともこの脱税設備をつくっていく必要があると思ひますが、現在までのところでは、ローサルファアの原油が容易に手に入る会社と、なかなか手に入らない会社とがありますので、ローサルファアの原油が容易に入手できない会社はどうしても脱税設備をつくつて重油脱税をやらなければならない。そういう形で、現在までのところこの脱税も十四ぐらゐり工場がありまして、これが対象になっておりますが、将来はおそろく二十数社ある石油会社が各社ともこの脱税設備をつくらざるを得ない。それはほまた環境基準がきついでありますして、それを達成するためには各社ともやらせなければいけな

いと考へております。

○政府委員(高木文雄君) 租税特別措置によりまして公害防止のために特別償却をやることによつて四十五年度にどのくらい減収になるかという額は、約三十億と見込んでおります。そのうちでどういふものがあるかと申しますと、圧倒的にやはりウエートが高いのが重油脱税装置でありまして、これが大体全体の六割あると見ております。それに次ぐものとして、これは何と申しますか、拡散用煙突、高い煙突を立てた場合、あるいは汚水処理をやつた場合その他いろいろござい

ますが、何といつても重油脱税装置の場合を対象とする特別償却の額が一番多くなつております。それから特別措置はどういう基準で考えるか、その基準があまり明確ではないのではないかと、御意見でございますが、まさにそういう問題がございまして。現在、特別措置のおもな柱として、貯蓄の奨励、輸出の振興、あるいは技術革新、設備の近代化、それから四番目に企業体質の強化、五番目に社会開発の促進、六番目に海外における石油資源を開発しますため等の基礎資源の開発促進というふうなものがあつて、そのほかに非常に特殊なものとしてお医者さんの社会保険診療の特例というふうなものがあるわけであります。これを相互にどういふふうな比較して見ておるかという御質問でございましたが、これはどうも特別措置の性格といたしましてそれぞれたとえば重油脱税装置についての特別措置とその他の特別措置を横に並べてみて経済効果をいろいろ比較するということは、実はあまりやつていない、また、非常にむづかしいのでございまして、むしろ、この公害問題を考える場合に、予算のほうでどう見るか、税としてどう考えるか、あるいは大蔵省でございまして財政投融資等でどう見るといふことは、各項目ごとに私も予算編成の段階で各局との間で相談はいたします。そして、その意味で、どっちが税でやるののいいか金融でやるののいいかという議論は盛んにいたします。試験研究費の税額控除を輸出の奨励のための特別償却

と比べてみるという形の検討は、正直のところやつておりませんし、また、非常にできにくいというところではないかというふうに思つております。

で、本年度で申しますと、全く廃止した特別措置が十件、それから縮小いたしましたものが十件、単純に延長したものが十四件、若干拡充して延長したものが一件で、合計三十五件中、今期限が到来したもので廃止が十件、縮小十件……

○戸田菊雄君 私の聞いてゐるのは、いろいろ御説明があつたんですが、審議官、いままで特別措置を今年度も拡大はしてゐるのですけれども、従来、大蔵省の主張としては、そういう減免措置による政策効果というものはきつめて疑問だと、こういう言い方を大蔵省は言つてきておるのじゃないですか。四十五年度においても、これは統廃合について合理化を促進するといったのが大勢を占め、今度整理をしてゐるんですね。そういういわば幾つかあがられた減免措置の目標に合致しないものがあるのではないかと。これは、今回の関税面から見ても、そういう面でも政策効果というものはど遠いのじゃないか、こう思うからその辺の見解を聞きたいのですが、ずばり言つてどういふことですか。

○政府委員(高木文雄君) たいへんむづかしい御質問でございますが、たとえば今度廃止する、期限も到来いたしました関係もありましたけれども廃止することになりました資本構成は正の税額控除の制度等につきましては、過去におきましてその特別措置によつてどれだけ資本構成が是正されたか、あるいはどれだけ合併が促進されたかというふうなことをかなりしさいに検討いたしました結果、どうもやはり税制が本題ではなさそうだと。確かに、合併なり資本構成は正の税額控除の環境づくりに役立っているかもしれないけれども、それが非常に強く働いて、それによつて合併なり資本構成の是正が行なわれたとは認めがたいという感じを持ちまして、各省とも交渉の上、今度措置法の特例を廃止することになったわけでござい

ます。そのように、租税特別措置法の中には、本来の目的を達したか、あるいはやつてみたけれども効果がどうも十分でないというものがござい

で、本年度で申しますと、全く廃止した特別措置が十件、それから縮小いたしましたものが十件、単純に延長したものが十四件、若干拡充して延長したものが一件で、合計三十五件中、今期限が到来したもので廃止が十件、縮小十件……

○戸田菊雄君 ちょっと、回答中ですけれども、ばくは特別措置にからまる各般の内容について答弁を求めているのじゃないかと、いままで總体的に大蔵省としては特別措置の政策効果は疑問が持たれると、だから、今後統廃合理化を進めなければならぬという政策態度を打ち出したわけですね。そういうさなかであるから、私は、この関税の減免措置は、そういう特別措置を縮小していかうという大蔵省の考えと逆行するのじゃないかと思つて、この関税の減免措置によるこの政策効果、さしたたてねら

○政府委員(上林英男君) いま議論になつておられます特別措置は、いま高木審議官からお話がありましたような、従来ともすればいろいろ御批判がございまして特別措置につきましては、これを十分検討をして、その任を果したようなものは廃止をするというふうな検討をしておることは言うまでもないことと申します。私どももお願いをいたしておりますこの重油脱税の減税制度につきましては、これはある意味では暫定措置法の改正によります暫定的な措置というふうな意味で、特別措置法とは似ている点もあるわけと申しますけれども、一つは、そういう暫定措置法の形をとりまして、率直に申し上げますと、ただいまの原油関税がそもそも石炭対策に端を発したものでございまして、石炭対策がその任を終わりますといひますか、石炭対策のための原油関

税の意味がなくなつてまいります場合には、これはまた再検討しなければならぬと、こういうような意味もございまして暫定的な措置になつておるわけでございましてけれども、ねらつております意図は、先刻から御説明申し上げましたように、公害対策の緊要性にかんがみまして、どうしても亜硫酸ガスの発生量というものを環境基準に合せて少なくしていかなければならない。そのためには、低硫黄の重油の輸入も必要でございすけれども、まず、どうしてもいま行なわれております日本の原油の輸入状況から見れば高サルファー原油からできます重油を脱硫していくということが必要であるわけでございす。そのために多額のコストがかかると、こういうことでございすので、その負担を軽減することにによりまして大気汚染の防止に役立たせると、こういうことでございまして、これをやりますことにによりまして脱硫が促進し、そうして環境基準が達成される。これがむしろできまさんと、環境基準の達成にいろいろ問題が起り、困難が起つてくる、そういうことを考えまして、こういう措置を講じたと。したがって、これによつての脱硫によります低硫黄の重油をたくさんによりまして環境基準の達成に十分に効果をあげてくれるということをおもひは期待しておるわけでございす。

○政府委員(高木文雄君) 御質問を間違ひまして、たいへん失礼いたしました。公害防止のための法人税の特別償却に關します租税特別措置については、私どもはかなり効果をあげておると思つております。と申しますのは、四十二年度から始まつておりますが、四十二年が工場、四十三年度が工場、四十四年度、四十五年度はそれぞれ六工場ずつがかなり多額の、一番大きいのは百億に及ぶ重油脱硫装置のための投資をやつておりますので、その意味で公害防止のための特別措置の規定は、公害防止が非常に重要であるという見地からすれば、かなり促進的効果を果たしておるものと思つております。

○戸田菊雄君 まだ多くの疑問がありますが、これでの関係の質問は終わりたいと思ひます。ただ、一点最後にお伺ひしておきたいのは、一キロ当たり三百円のその積算基礎はどういうところから來ているのか、それを説明していただきたい。

それからもう一つは、公害防止事業団が所掌している金融措置等の利率は、私の記憶でいきますと七割だと思ひますがね。今回のこの減免措置による金利は八割程度ですね。若干高過ぎるんじゃないかと思うのですが、その辺の見解を伺わしていただきたい。

それから耐用年数は八年ということではいろいろ考えられておるようでありますが、その間にどの程度の償却といひますか、その八年間の中で整備をされる割合ですね、これはどのくらい整備をされるか。

以上三点を伺ひます。

○政府委員(上林英男君) 三百円のキロリットル当たりの減税の算出根拠は、脱硫装置をつくり出す建設関連費の二分の一というのを大体どのにいたしておるわけでございす。具体的には、減価償却費、設備費金利、特許料の償却費、特許料の金利、保険料、固定資産税、そういうようなものを合算して、大体間接脱硫の五万バレル程度のものを基準にいたしまして計算をいたしまして、それに年間の程度の重油が通るかという通油量を計算いたしましてキロリットル当たりの単価を計算いたしまして、五百九十二円ぐらいの計算が出るわけでございす。その建設関連経費の二分の一、大体三百円程度になります。その三百円を減税の根拠に減税するということにいたしましたものでございす。

そのうちの金利でございすが、これは八割として計算をいたしております。これは開銀金利が七割程度でございしたか安うございすけれども、全部が開銀金利でございせんので、市中金利等突きまぜて大体八割ぐらいではなからうかというので、八割を計算の根拠にいたしたわけでございす。

なお、耐用年数八カ年と申しますのは、これは税法上の耐用年数を採用して計算をいたしたものでございす。

なお、こういう脱硫装置がどの程度になるかと申しますと、現在はたしか三十万バレル程度でございすが、それが目標年度の四十八年には六十八万バレルというふうになる予定でございす。

○成瀬幡治君 関連して、一体、こういう公害は、姿勢として、会社が責任を負うてやるべきものか、国が負うてやるべきものかというところの根本的な基盤というものはどういふふうにお考えになつていますか、これが一つ。次に、もう一つ、大気汚染はわかりました。しかし、水質汚染というふうなものも非常に大きな問題になつております。お聞きしております、大気汚染のほうには脱硫にはたくさんにお金がかかるからとて採算が合わないから優遇しておると。そうすると、水質関係のほうでもこれに見合ったようなことをやられるのかどうか。そういうことになると、公害は国の責任で解決する、企業の責任じゃないんだと、こういうアイデアになるのかどうか。それからアメリカでは、ニクソンが、水質汚染の問題について約百億ドルの支出をすると、そういうことをやりますが、しかし、水質基準を上回つたものについては一日一万ドルという罰金を科すというわけで、日本は罰金関係は私は最高がどれくらいか知りませんが、ちよつとお聞きしましたら罰金の最高は五万円かなというお話がありました。そういうのに対して、片方では国が助成をすれば、片方では違反しておる者に対しては大きな罰金を科しているわけで、一日一万ドルということになればたいへんな問題ですね。基準を上回つたものを出した者にそういう罰則というふうなものがないければバランスはないと思ひます。国が公害に力をつぐとするならば、そういう違反した人に対しては国はきびしく接していくという、そういう姿勢があるのかないのか。その二つについて伺ひます。

○政府委員(藤田正明君) 最初の御質問は、公害は企業の責任でやるのかどうかというところでありますが、基本的にはやはり企業の責任ではないかと思ひます。基本的には、しかし、これは全面的に企業の責任であるとはいひ切れないう議論もこれまたあるわけであります。その辺が多少明確でない点があるかと思ひます。

それから大気汚染ということに対してはこのように関心が払われておるが、水質汚染についてはどうかというところでございすが、これにつきましては、水質汚濁対策費として二十二億本年度計上いたしております。予算を。なお、アメリカのそのような対策費に關しましてはなほは少ないではないかというふうな御議論かと思ひますが、確かに現状においては少ないかと思ひますが、そういう大気汚染とともに水質汚染につきましても非常に関心が強く持たれてきておるといふ方向にはなつておると思ひます。

○成瀬幡治君 罰則はどうですか。

○政府委員(藤田正明君) これは所管外でありますので、大蔵省として罰則をどうのこうのということをおしやるといふことはちよつと差し控へたいと思ひます。

○成瀬幡治君 私は、国がめんどろを見れば、それに見合っただけのものは今度は企業が責任を感じて、そうして、それに対して違反をしたような場合には、それに対してきびしく国は責任を追及する姿勢がなければならぬということが言ひたいわけですね。それは所管が違ふからおしやつたけれども、それはそうだとするが、大蔵省もあるいは通産省のほうも、金を要求する以上は、それについて基準を上回つたらどうするんだと。ただ警報を鳴らして運転を停止するぐらいがいま精一ぱいなわけですね。今後そういうことについて検討する用意があるのかどうか。

○政府委員(藤田正明君) ただいま成瀬委員がおつしやるとおりでありまして、一九六〇年代に

非常に経済が膨張してこのような大きなGNPを持つ国になつたわけですが、あくまでもそれは量の拡大でありまして、質の面には大きな問題を残しているわけです。特に、また、いま問題になっておりますような公害問題に關しましては、やはりこれは一つの質の面に入るとかと思ひますが、社会的にたいへんな問題を残しているのが現状だと思ひます。人間の回復が一九七〇年代の課題だと。人間の住める社会をつくるんだというふうなことが政治の課題になっているのが一九七〇年代ではないかと思ひますが、そういう意味におきまして、いままで伸びてきた産業、会社、企業が、社会的な責任という上において、このような公害の問題については基本的には持たなきゃならぬと思ひ、責任を。そこで、国のほうからそういうふうな助成金がつく以上は罰則があつてもいいではないかという御質疑でございますが、私もそう思ひます。しかし、現在どのような罰則があるのか、そういう点はちよつといま不明確であります。今後そういう方向にあらねばならぬ。公害対策費というふうな助成金なり補助金というものはほとんどふえていく以上、また、ふえなきゃならぬと思ひますが、ふえていく以上は、そのような何らかの規定なり罰則が必要ではないかと思ひます。

○成瀬暢治君 これは、次官、いま現に罰則はあるんです。水質なんかはあるんですけども、大気はどうなっているかという、あなたも知つておられるように、一酸化炭素が全体で大きくなるとぶつと鳴らすようなことになつてやうとか、そのくらいの程度しかないのです。だから、個々の企業一つ一つにもつと基準というものを設けておやりになるように。ですから、私は、次官の答弁のように、一体、経済成長というものは善か悪か、善なんだから、それをとめるような公害を一生懸命やれなと言ふやうな圧力団体でけしからぬ、そつちのほうが悪いという思想なのか、それとも、経済の成長なり経済というものは絶対悪なんだと、この悪を是正するのが政治であり世

論であるという、そういうアメリカの哲学というのですかね、そういうようなものに立脚してやうていくのか、そこが非常に問題点だと思ひます。今度の新経済社会発展計画案ができましたが、そういうものに対する取り組みの姿勢というものが、経済成長することが非常に善だと、その足を引くような公害のことをやましく言つたり水質がどうだとかいうようなことを言うのが悪なんだというのじゃなくて、やはり経済成長もさることながら、人間が優先するほうが先です。だから、経済成長というものは必ず悪がついて、その悪を取り除くのが政治の大眼目だという姿勢なら、私は何をか言わんやです。そこら辺のところに対して、いまいったような国からそういう補助を政治としてやられる。これはいい。よければ、それに対して片方では取り締まりがきびしくなければならぬ。だから、金は出したけれどもあつたことは知らぬじやなくて、十分関心を持つて大蔵省も通産省もやつていただきたい。こういうことです。

○戸田菊雄君 物品税の關係についてお伺ひしてまいりますが、時間もありませんから、要点にしばつてまいりたいと思ひます。

本題に入る前に、若干政策的な問題になるかと存じますが、二、三の点についてお伺ひしたいと思ひます。いままでの審議の中で、大蔵大臣がたびたび力説をされておると思ひますが、今後直間の比率を間接税方面にウエートを置いていきたい、まあこういうことを言われておりますが、かりに間接税にウエートを置くことにすれば、いろいろなことを考えるわけでしょう。新税の創設も考えられるでしょうし、あるいは現行の物品税その他の洗い直しから来る非課税物品に対して課税範囲を拡大していくとか、いろいろ考えられるわけですが、かりに新税創設ということを考える場合には、どういふものを一体予想されますか、その辺の見解をひとつ……。

○政府委員(高木文雄君) 間接税を全般的に見直さうではないかという場合に、どこに重点を置く

かということですが、それは、率直に申し上げて、現在特にどういふ点に重点を置いてというところまでは私どもはその方向をきめてい

わけではございませんので、むしろ大方の意見を承つてきめていきたいということでございます。ただ、大抵の幾つかの柱がござりますが、その中で、取引高税なり売り上げ税なり付加価値税なりというふうな非常に一般的な間接税を新しく設けるかどうかという問題、あるいは既存の物品税なりその他の税法の体系を若干洗い直す方向で行くのか、いずれかということになりますれば、前者の付加価値税なり取引高税の問題は、過去の経緯から照らしましても、また、諸外国との税制の比較におきましても、確かに十分に検討はして必要なものはあるけれども、直ちに明年度なり何なり取引高税なり売り上げ税なりの考え方をとるといふことは非常に研究不足であり、また、全体の納税者の感じとしても、納税者というか、国民の感じとしても、何かまだなじまないということであるかと思ひますので、どうしてもやはり現在の個別物品を対象とするところの消費税をどういふふうに洗い直していくかということに重点が置かれることにならうかと思ひます。

○戸田菊雄君 審議官の答弁はきわめて事務的だと思ひますが、いままでの大蔵省の税制改正の要点というものは、明確に、中心は税制の長期改善なりというところに細大漏らさずいろいろな答申がなされておつて、そういうものを土台にしてやつてきておるわけですね。だから、私は税制の答申というものを非常に重視するわけですが、これも、答申の中ではこういうことを言われているんですね。間接税の問題については、今後はすべて拡大の方向でいくべきじゃないか。具体的に、間接税というものは、いま、諸外国の比較においてあるいは直間の比率において非常に低いか、こういう問題については、適正化ということばを使つて答申は内容を作成しておるわけですが、結局、間接税の適正化をはかる。私は悪く解釈をするのでありますが、この答申が言っている

適正化という問題は、租税制度につながるというふうな考えるわけですね。そこで、一つ具体的に出てくる問題は、たばこのいわゆる消費税の問題じゃないか、こういうふうな考える。いまのところは専売納付金という形で一定の金額を国庫に納入されておるわけですが、こういうものはやつぱり財政需要の面からいふ政府はほとんど拡大をしていくというのですから、専売納付金の金額そのものを下降させるということは許されないことだと思ひます。今後一定の割合によつて国庫納付金を確保していくということになれば、当然私はたばこの消費税という問題は一つ浮かび上がってくるのではないか、こういうふうな考えるわけですね。

それからもう一つは、この答申の中でやはり言われておるのでありますが、広く一般消費物品及びサービスに対する課税を行なっているという比重が非常に低いではないか。ですから、そういう問題に対しては税率を上げるという、こういうことですね、答申の精神というものは、これを受けてくると、結局、いま審議官もちよつと説明をされたように、売り上げ税あるいは付加価値税、こういうものが当然今後の間接税の拡大として浮かび上がってくる内容ではなからうか、こういうふうに考えるわけですね。さらに国際比較等を見ますと、各国においては、西ドイツにおいても、フランスにおいても、もう四十三年からこういうものは実行されておるわけでしょう。だから、日本も、いま大臣や審議官が言つておる方向でいろいろ検討し、拡大していくということであれば、こういうものは当然考えられていくのではないですか。そういう問題に対する審議官の考え方といいますか、これはどういふふうな一体考えておられますか。これはもう税制の長期改善の中で明らかになつておる。従来大蔵省の税制改正の要点というものは、それを土台にしてやつてきておるんです。そうして、なおかつ、間接税についてはこういうことを具体的に指摘をされておる。それにどういふふうにかたえていくのか、そ

の辺はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) 第一点のたばこ消費税については、昭和四十四年度の税制改正のときの税制調査会の答申で、たばこ消費税制度を採用したかどうかという答申をいただいております。ただ、これは、たばこ専売制度としまして関係するところがきわめて大きいものでございますから、専売公社を中心に関係方面といろいろ調整をいたしましたのですが、いまここで消費税に切りかえることについていろいろな角度から検討を要すべき点があるのではないかということで、昨年度は間に合わなかったわけでございます。今年度も、御答申がありました以上、当然研究しておつたのであります。種々の事情もありまして、やはり消費税に長年の納付金制度をここで切りかえることについては踏み切りがつかないということ、少し検討していただくということで見送つたわけでありまして、この点については来年度の税制改正までに考えなければならぬと思つております。

それから次の一般の間接税の問題でございますが、税制調査会のお考えは、四十三年七月の答申に出ております雰開気としましては、現在の物品税をもう一ぺんよく洗い直して、そうして総合的な見地から検討し直す必要があろうということ言われております。物品税は、御案内のとおり、大体四年ないし五年に一度ずつ手直しをしておりますので、来年度はその時期かと思ひますが、それと同時に、たばこ御指摘の付加価値税との関係につきましては、確かにE・E・C等で七一年末までに相当大幅に取り上げるといふ方向にしておりますので、そういう面ではわれわれもよく勉強してみななければならぬと思ひます。しかし、非常になじみにくい感じしております。もう少し国民各層が付加価値税に対して理解が示されれば別でございますが、ちょっと四十六年度なりあるいは七年度なりという近々の時点において付加価値税に移行するということは、どうもまだ準備不十分じゃないか。また、そのことは別に物品税を中

心とする総合的な洗い直しをするという時期ではあるまいかと思つております。

○戸田菊雄君 具体的に答申の内容についてお伺いをしたいんですが、たとえば物品税が一部の高級消費財に課税されていらないことについて物品間の負担の不均衡あるいは不公平感がある、こういうことを答申では指摘をされているわけですね。それからさらに、かつて課税が廃止された物品あるいは新規の物品を課税対象に入れる等々の検討を行ないたいというところになっておるんですが、いままで事務局としてはこういう答申の内容にどう検討なされておるのか、これが第一。

もう一つは、国際的にE・E・C諸国が付加価値税を七〇年の一月一日に発足しておるわけですね。そういうことで、共通付加価値税を実施するということを含めておるわけですね。その内容について、具体的にフランス、西ドイツの場合に一体どういうふうになっているのか。税のかけ方、そういう問題について内容がわかりであればお聞かせを願ひたい。

以上二点です。

○政府委員(高木文雄君) まず、第一の点にお答えいたしますが、物品税の課税範囲をもう一ぺん洗い直すことを考えない、かつて課税廃止された物品及び新規の物品を考えない、こういう指摘を税制調査会から受けておることは事実でございます。しかし、実は、率直に申し上げて、四十三年七月に答申をいただきました今日までに、さほどこの点に重点を置いた検討を行なっていないというところは事実でございます。と申しますのは、実は、四十三年の七月の答申の最大重点事項は、所得税を中心とする減税、特にいわゆる課税最低限の引き上げということがこの答申全体の中の最大重点事項でございましたので、それを四十四年度と四十五年度において実現させていただくというところに最大の重点が置かれたものであります。物品税のほうについては、いわばあと回しといひますか、そういう感じで、あまり重点を置いて今日まで来ていないわけでございます。物

品税につきましては、一たん触れるということになりますと、非常に品目の数が現在でも多いものでございますから、それぞれの課税対象をどうするかというところは、非課税範囲をどうしようとか、免税点をどうしようとかということになりますと、一品一品ごとにずっといろいろ検討しなければなりません関係上、従来から何年かおきに重点的にそこへ力を入れて勉強して案をつくつて御提案申し上げるということを繰り返してきております。そこで、前回は三十七年、四十一年とやってまいりましたので、ほんとうをいいますと、それから四年たつておりますから、そろそろ時期にきているということも言われておつたのでございまして、こゝしは、率直なところ、とても手が回りませんが、この点に触れられなかったというところでございまして。

付加価値税については、恐縮ですが、税制二課長に答えさせていただきます。

○説明員(田辺昇君) 各国の税制のこまかい点に若干触れられておるお話でございますので、私、かわりまして簡単に答弁を申し上げます。

ただいまお話ししたE・E・Cの付加価値税は、統一的なものにするようという指令が出ておりまして、現段階では一九七一年一月一日までにということ話が進んでおりますが、最近の導入状況は、西ドイツ、フランス、オランダ、ベルギーなどが導入いたしました。最近のヨーロッパを取り巻きます特にインフレ傾向の問題がございまして、イタリアなどにつきましては、その時期までの導入は問題であるということで、引き延ばしの要請が出ていような現状でございます。具体的には、フランスが一九六八年に新しい付加価値税を導入しまして、西ドイツも同じ時期でございまして、それからオランダが六九年で、一年おくれであります。E・E・Cを取り巻きますその他の北欧諸国などにつきましても、やはり六九年前後から徐々に導入されているようなふうになっております。税率は、基本税率をもとにいたしましたので、上下加重軽減税率を、その税率も七四年ぐら

いまでには統一するという方向であります。課税対象は、わが国の物品税と違ひまして、たいへん幅広く対象に入られておまして、生活必需品と思われずバター、チーズ、マーガリン、水まで課税の対象にされているところがわが国の間接税とだいぶ違ひ点ではないかと思ひます。

○戸田菊雄君 高木審議官がたいまお話しされました答申に、「一部の高級消費財」と、こういうことで指摘されておられますが、具体的に一部の高級消費財というものはどういうものをさして答申されていると思うか、この点が一つ。

それからもう一つは、E・E・C諸国で、ことにフランス、西ドイツについて税率がそれぞれ違ひるのでありますけれども、違ひ内容について、いまお答えがあつたように、七二年ごろまでに税率の統一をはかるということなんですが、結果的にフランスの税金の取り方はどういうことでやっておりますか、具体的な実施内容について少し詳しく説明していただけないか。

○政府委員(高木文雄君) いまの一部の高級消費財のほうだけ私から申し上げますと、具体的に一つの例としては、車につけますカーステレオ、それから家庭で使っております電子レンジというものがございますが、こういったものがあるじゃないかというふうな御議論が委員会の席で委員の方々から出ました。そして、そういうものはどうなんだと、従来の奢侈品などの範囲からいへば入るのじゃないかということが委員会でも議論にいたしましたことが頭にあってこういう文言になったことと思ひます。なお、別途、高級織物の問題が、先生よく御承知のとおり、過去三回案を提案をいたしましたけれども、結局審議未了になつて今日に至つておるわけでございますが、その問題も、織物消費税というふうな形ではなくて、物品税の中に入れてみたらどうかということも話題になつたということでございまして、それを頭に置いて、文言としては、こういう「一部の高級消費財」というふうなことで出たわけでございます。いまのE・E・Cの点は、続いて二課長から説明さ

せす。

○説明員(田辺昇君) それでは、フランスの例を

とらまして簡単に御説明申し上げますが、いまヨーロッパを中心としたし、議論されております付加価値税の創設の国は、まさにフランスでございます。ところが、そのフランスは、初めから付加価値税という形をとったわけじゃございませんで、第一次世界大戦の戦費調達のために、最初は一九一七年にだいたい古く話でございますが印刷紙税、この範囲を徐々に拡大いたしまして、それから税率も引き上げてまいりました。それが現在の新しい付加価値税——一九六八年に施行いたしました付加価値税制につながっております。現在の付加価値税制は、標準税率は二三％という非常に高いものであります。で、全取引の段階につきまして付加価値税がかかります。納税者は非常に数が多いこととなります。ただし、前段階の全取引段階で課税された税額は控除されます。これが付加価値税の大きな特色であろうかと思ひます。税率は、先ほど申し上げましたように、基本税率、標準税率を基礎にいたしまして、軽減と割り増しという三本立てになっておりまして、軽減税率は、基礎的な食料品、肥料、書籍、燃料などにかかります。これは一七・六％という端数のついた税率が沿革的に残されております。それから割り増しのほうは、自動車、毛皮、ラジオ、テレビ、貴金属、これは三三・三分の一というところでございます。——ちょっと失礼しました。軽減税率は一七・六のほかに、もう一つ七・五という軽減税率がございます。食料品などが七・五、書籍などが一七・六でございます。その軽減税率の中に、エビアンの水とかバターとかパンとか牛乳などが入っているというところでございます。

大体、そのような内容になっております。

○戸田菊雄君 結局、前段の問題については、多年何回か問題になってきたのは、何といつても高級織物ですね。こういうものは答申からも具体的に指摘をされ、論議の中でそういう意見が出さ

れ、大蔵省もそういうものを十分理解をしておる。そういうことになって、間接税の割合を十分重点に今後総ざらいをしてみよう、こういうことでありますから、当然高級織物をやるとすれば、かつて問題になったように、これは売り上げ税というふうなかつこうになつてきはしないか、こういう心配を突は持つわけなんです、その辺の検討の経過と今後の見通しについて、どういふように一体判断されているのか、具体的に告示しを願ひたい。

それから後段の問題につきましては、確かに、いま説明がありましたように、計算方法としては、総売り上げ高に対して税率をかける。いま二三％と言われましたが、私は二〇％と記憶しているんですが、二三％というのは年度別でいつにいつにありますが、最近ですか、これはあとで教えていただきたいと思います。そういう税額から、原材料分とか、あるいはサービスの購入価格であるとか、あるいは資産価格、こういうものの控除体制というものは認められておるわけですね。それで、一応この控除計算をして、結局、この粗利益ですね、あら利益、これに対してかけていくというんですから、言つてみれば、日本のいまの税制に適用していくなら、所得税と売り上げ税——私は売り上げ税に近いと思うんですが、そういうかつこうになつていかざるを得ないんじゃないか。フランスの場合に、いまその歴史的な経過も説明されたようであります、印紙税収入として当初設置をされ、途中で売り上げ税に切りかえられて、そして今回付加価値税に切りかえられた、こういう歴史的な経過があるんですね。そういうことで、E.C.で先進諸国だといわれるそういう関係国の税制様というものを検討して、日本が今後間接税税制を洗い直すということであれば、売り上げ税もしくは付加価値税というものは当然浮かび上がってくるのではないか、こういうふうなわれわれは予想するのであります。だから、第二の問題として、そういう問題についての見通しはどうかでしようか。

○政府委員(高木文雄君) 先ほどちょっとお答

えいたしましたが、間接税にも少しウェイトを置いたかどうかという考え方は、最近十年間に直接税のウェイトが一〇％上がり、間接税のウェイトが一〇％下がった。それは所得税を中心とする直接税が弾力性が大きいからだという現状を踏まえた上で、この勢いで直接税の負担がふえていったんではぐあいが悪かろうということ、所得税を補完する制度としての間接税にも少し目を向けていただろうかという考え方でございまして、そこで根本的に税制をひっくり返して間接税にうんとウェイトを置いていくということではございません。あくまで、これ以上直接税のウェイトが高まらなかつたら少し行き過ぎになりやしないか。まあ現在の六五％が直接税というところぐらひがほぼ限界であつて、これ以上直接税がふえては困るのではないかとこの考え方でございまして、いろいろ間接税の議論をいたしまして、一挙にこの間接税のウェイトと直接税のウェイトをひっくり返すというふうなことはいまあまり日程に上がっておりませんので、物品税の問題をいろいろ議論いたしましたも、それが直ちにE.C.諸国にありますが付加価値税制度のようなものにつながつていくというほどのいわば基本的な構想改革という税制の改革ということではございませんので、その点は御了解いただきたいと思ひます。

それから高級織物のことでございますが、これは確かに間接税と直接税の関係をどうするかというふうな問題でなしに、物品税の中の体系の問題として問題になつていけば御提案しましたけれども、過去においてはしばしば御提案しましたけれども、うまくいかなかったということがあるにもせよ、今後とも引き続いてもう一ぺん考え直してみなければならぬと思つておりますが、なぜ高級織物に課税がむずかしいかと申しますと、一つは、高級品ほど芸術品であるという関係がございまして、この芸術品というものが、一、二の著名な芸術家がおつくりになる絵とか彫刻とかいうものと違

いまして、非常に伝統的なものであり、しかも、農家の方が農閑期に織るというようなものでありますので、非常に高級で高いものほど大ぜいの人の手がかかつており、しかも、それが中小の企業者である。したがつて、課税技術上把握が非常にむずかしいということがあるわけでありまして、大体は家内工業でありますといふこともありまして、今日まで何回か議論しながらそのままになつてきておるわけでありまして。したがつて、今後とも、高級織物についての検討はいたしますが、そういう家内工業的なものであるということ、しかも、もしその家内工業的なものをのけてしまふと、今度はむしろ値段の高いものが課税対象から抜けていってしまうということになりますので、なかなか実際問題としてうまくいかないということ、たいへん頭を痛めているというところでございまして。

○説明員(田辺昇君) ただいまフランスの付加価値税の税率で二〇％と二三％の違いを御指摘されました点は、実は、従来までは一九％でございましたけれども、これは税込みの価格を基準とした税率でございまして。最近、E.C.の中の税率の統合の動きが近くなつてまいりましたので、ほかの国と同様に、税抜き価格に対する割合とし、その際、小数点以下の端数を処理いたしましたして二三％としたというところでございます。

それから付加価値税の問題は、物品税制との問題でいろいろと御議論がございまして、いまヨーロッパを中心として議論されておりますのは、そういう増徴という、税額の増収を期待するという問題もさることながら、主として国際間の貿易関係でこのような間接税が国境において調整を認められるいわゆるボーダータックスアジャストメントという問題がございまして、これがO.E.C.D.なりガットの場におきましていろいろと検討され、そのような検討のいろいろなね返りとして、E.C.の外にありますが北欧諸国、さらにアメリカなりイギリスにおいて同じような統一的な付加価値税制に対する反応があるというのが現状ではない

かと思ひます。

○戸田菊雄君 大臣もおられませんから、方向等については省いてまいりますが、結局、いまの説明でもおわかりのように、付加価値税というものは、非常に冷徹な大蔵課税じゃないかというふうな考えを持つのですがね。そういう点の見解を一つお伺ひしたい。

それからもう一つは、これは、いまの日本の経済情勢全般を考へまして、非常に財政収入の要請というものが強く、ことに税制面に出てきておるわけですね。それが増税政策となつてきておるわけですが、大蔵省からの成瀬理事の要請に基づかれた資料をずっと見ましても、たとえば個人の一人当たり負担割合、こういうものを見ても、昨年度は七万何千に對して、今年度は九万何千がし。所得も上がったとおしやるでありましようが、とにかく年々増徴政策をとられておることは間違いないですね。こういうことから推して、やはり景気調整、いわば需要抑制ということの最大効果は、何といつても増税政策にあることは間違いない。これは過去の歴史からいつてもそうだと思うんですね。そういうことにいま日本の税制全体が大きく動きつたあることは間違いない。そういう意味合いからいつても、たばこ消費税であるとか、売り上げ税であるとか、付加価値税であるとか、こういう問題の導入は避けられない空気になつておるんじゃないかと思うんですが、その見通しは一体どうですか、事務当局としての見解でけっこうです。

○政府委員(高木文雄君) 付加価値税制度をとります場合のアプローチの仕方として、いまは間接税との関係で御議論がございしますが、付加価値税は一方は法人税あるいは所得税との関係で議論もされておるわけでありまして、付加価値税の低いところは、当然所得税なり法人税のほうが低くなつてまいります。そこで、間接税の問題としての問題のほかに、直接税との関係において付加価値税をながめて見ますと、法人税、所得税は所得のあるところのみ課税が行なわれる。つまり、

赤字であれば課税が行なわれないわけでございしますが、付加価値税の形態をとりますと、赤字のところにも課税になつてしまふというので、まさに、おつしやるように、冷徹ということばを使われましたが、そういうようなことが出てくるわけでございます。そこで、付加価値税というのは、単に間接税体系の一環としてのみ単純に考えられまへんで、直接税の体系そのものを考へていくことになつてまいりますので、そういう意味で、簡単に取つけないという感じがするわけでありまして、その点は、先ほど私が答え申し上げましたように、少なくとも来年度、再来年度に付加価値税に取り組んでいくということはとてもむづかしいというのを申し上げましたのも、そういう意味を背景にしてのことでございます。

それから一人当たりの税負担額がだんだんふえていくではないかというところは、ただいま御質問の間にもコメントをつけられましたように、国民所得が上がつてまいりますれば、だんだん家計が相対的ではありまするが豊かになつてまいりますれば、やはり税負担が上がつてもある程度やむを得ないのではないかと。特に、わが国の場合は、いわゆる蓄積がない。道路、住宅等にもあらわれておりますように、総生産はたいへん上がつてまいりましたが、蓄積が非常に不足している。その蓄積は、個人の蓄積も不足しているが、社会的蓄積も不足しているということでございしますので、十兆三千五百億円の道路計画であるとかあるいは新幹線網の計画であるとかというお話が次々と出てくる現状からいたしますと、やはりそのような要請にはある程度こたえていかねければならぬのではないかと。いま新経済社会発展計画で考えられておりますのも、そう大きな負担率の上がりではないかと、まあ二％というふうなことで考えられておるわけでありまして、大体の方向としては、やはり国民所得の中におけるところの負担率の割合は、急激なものであつてはいけなしいと思ひますが、少しずつ上がることはやむを得ないのではないかとというふうに考へております。

○戸田菊雄君 これで本題に關係のないものは終りたいと思ひますが、いま法人税とのかね合ひの問題、こういうことでありますが、今回の税制改正に關して法人税率の引き上げを大蔵省としてはやつたわけですが、努力は認めますけれども、しかし、内容としては全く不備なものですね。こういうものが成功しなかつた最大の原因は、やっぱり利子、配当の支払いに對する權衡上の問題が原因じゃないかと考へるわけですね。そういうものを解消していくということになると、どういふ動きがそればかりでござんませんが、われわれが聞いている範囲では、今後付加価値税ということにしていけば、全体の税の総組み入れの中で法人税率がきまつてくる、そういう利子、配当の支払いの問題についてはもう一挙に權衡問題の解決がつくと。しかし、いま御指摘になつたように、そういう結果、中小企業とか赤字企業に對しては、全く過酷な税金を課していくことになるわけですね。まさしくそういう冷徹な税制ということをやわざるを得ないのであります。はたしてどういふふうな解決する方向を見出していくのか、私はその辺に今回の法人税率の改正の目的を達成し得なかつた理由があるのじゃないかと思ひますが、その一点についてお答えをいただきたい。

○政府委員(高木文雄君) 非常に広範な御質問でございますが、法人税率の引き上げは、これは過去において三八％から三五％に下がつてまいりました経緯も頭に置きまして、いまの經濟の調子がたいへんよろしく、かつ法人の所得が非常に大きく伸びておりますというのを考へまして税率の引き上げが行なわれたわけでありまして、いま御指摘がございましたような、将来の付加価値税制度へもし移行することありとせばそれとの関連においてということの御質問がございましたが、そこは全く切り離して考へておるわけでございまして、そういう意味では付加価値税の問題というのは私どもの頭の中にはほとんどないと思ひ上げたほうがよろしいかと思ひます。それから利子、配当の問題につきましては、こ

れはむしろ單純に所得税の負担の公平という見地からだけの問題でございまして、これもまた付加価値税の制度ということとは実は私どもの頭の中では結びつけて考へておるわけではないわけでございます。

なお、ただいまの御質問に關連しまして、おそらく法人税の仕組みの問題——例の實在説であるとか擬制説であるとかという仕組みの問題との関連であるいは御疑問をお持ちかと思ひますけれども、この点につきましてはやはり非常にむづかしい問題でございまして、先ほど御指摘がございました長期見通しの中においても、非常にむづかしい問題だからもう少し検討を続けようということになつておるわけでありまして、いずれの問題をとりますしても、付加価値税の問題とはいずれも別個の問題として考へておりますことを申し上げておきたいと思ひます。

○戸田菊雄君 それで、具体的な改正の内容について若干質問するわけですが、この八品目の内容というものは、結果的には、現行の暫定税率というもので非課税範囲のものを、四十五年度は五％にふやし、四十六年度は一〇％にふやして、四十七年度以降は本則どおりにしていくということですね。言つてみれば増税体制だと思ひます。そこで、先ほどうち松井委員も質問されておつたのでありまするが、この提案理由の目的は、いわば、八品目につき、暫定的に非課税、税率軽減等の措置を講じてきたが、このうちパッケージ型ルームクーラー、ステレオ式の拡声用増幅機等は、すでにその目的を達成したものと認められると。言つてみれば、いまのカラータレビなどというものは、この普及率というものは大体目的を達した。それは、われわれが国会の國政調査でそれぞれの会社に行つてみても、そういう企業の体制というものをいま進めている。たとえば、こういう高成長を持続させておる中心産業の電機メーカーといったものは、大体二年後ぐらいになつたらおそらく変換期が来るだろう、そういうことを想定して会社の経営システムなりというものを全部切り

かえておる。こういうことを考えてみますと、確かに、指摘されているように、そういう部分に与える恩恵というものは見切りをつける段階だろうという考えだろうと思ふんです。では、一体、今後そういう高成長をさせる中心産業はどういうものかを考えるか。四十五年の予算ですと、それは、資源開発であるとか、情報化問題、こういう産業に国の財政投資の中心というものを置かれたわけですね。だから、今回のこの八品目というものは、そういう方向で将来増税体制に移行しますね。ということは、どう言ふんでしょう、需要部面において相当減少する、あるいは拡大する、こういうふうな見通しの問題としてどうなるかに考えられているのか。中心産業とその他の産業、それから消費部面、こういうものの調整といいますがバランスといいますが、そういう問題についてどういふふうに考えられているのか。いずれにしても、これは増税対策ですから、四十五年ないし四十六年、七年と、それぞれ税率が高まっていく、このことによつて結果的に相当増収というものを考えておるのか、あるいは、それほど増収はされませんと、こういうふうな考えられているのか、その辺はどういふふうな見解でありますか。

はまずいということから出てきておるわけでございまして、新しく新規物品を物品税の対象に取り上げます場合は違ひまして、必ずしもいわゆる増税というものはやや趣は違ふものではないかと思つております。

それからこれによつてどのくらい増収になるかという御質問でございますが、その点は、これらの八品目によりまして平年度で約八十億増収がふえることになりまして、将来の方向として、いま盛んに財政投資その他で重点事項であるところの情報化産業あるいはその他のものがだんだん重点が置かれていくが、そういう産業についての生産品について物品税がどんなことになるのかというお尋ねに対しては、現在の物品税のものの考え方、奢侈品的なものであるとか、嗜好品的なものであるとか、便益品的なものであるとか、その背後にありまして担税力を予想されるであろうということから課税対象になっておるということとございまして、一方、最近重点産業とか国の産業政策としてウェイトが置かれております情報化産業等の問題は、これは、どつちかと言いますと、いわば事業用、営業用の物品の問題でありますので、比較的物価税になじみにくい問題であるというところから考えますと、最近特に産業政策上重点が置かれておりますそういう分野の中からは直ちに物品税の対象物品になりそうなものが生産されてくるということにはならないのではないかと思つております。

ばらく軽減をしようということもきまつておつて、その期限がこの三月三十一日に切れまうので、ほうっておきますと本則税率に戻つて一べんに高くなりますから、それは従来の経緯に照らしましても問題であらうと。確かに、いままでとは違つて、非課税にしておく必要はなからう、順次物品税を課税してよからうということではあるけれども、そうだからといって一べんに本則税率に戻るのはいかがなものであるかということ、本則のほうでございましておりますから送りができまうので今回御審議をお願いするということになったのでございまして、全体の見直しとは別の問題として理解をしていただきたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) この暫定税率という制度は、そもそもの新しくこういう物品を物品税の課税対象品にしようというのを一応まずきめまして、そうすると、原則は本則のほうでございまして、製造課税であれば二〇%なり一五%なりになります。ところが、課税することにはなりませんが、その品物はまだ生産量が非常に少ない、価格も生産量が少ない技術が少くおるがゆえに比較的高い、それでは何年間かは非課税にしようとか、あるいは税率を低くしておきましようという制度でございまして、まあ言つてみれば増税には間違ひございませうが、本則に戻るということでございますので、はかの品目とのバランスからいましていつまでもそういう恩恵といひますか特例を残しておくのか、

○戸田菊雄君 まあ暫定措置ですから、改正の時期というものはあるわけですが、再々言つておるように、間接税全般、物品税、そういうものを総体的に総ざらい点検していく、こういう趨勢ですね。だから、今回改正をした趣旨というのは先ほど指摘されたとおりであります。これを延ばしてそのまま現行どおりで暫定措置として延長措置をとつて、大蔵大臣も四十六年度に向けては総点検をしますと、こう言つておるのですから、総体的な物品税の検討をされる中でこう

○政府委員(高木文雄君) 八品目につきましての暫定措置について、今回法案を提出いたしましたことと物品税全体の見直しの関係と申しますのは、本来、物品税は、御指摘のように、全体として見直しの時期に來てゐることは事実でございまして。本年度も場合によつてはということをお考えないでございまして、したけれども、所得税、法人税、利子配当等のほうで率直に申し上げても、まわらなくなつて、物品税はどうしても上げることができなかつたということでございまして。ところが、暫定措置の八品目のほうは、本則のほうで課税をするということがきまつており、そしてし

それから見直しの際の問題として、税率がアンバランスではないか、貴石等につきまして小売り物品で二割であるというところは、その奢侈的性格から言へば非常に低いのではないかと、たばこ等からの御指摘がございましたが、まさにそのとおりでございまして。ただ、二割になつておりますのは、実は、物品税の中で貴石というのは一番把握の点で問題がございまして。いわゆるもぐりと申しますか、俗なことばでかばん屋さんというのがあります。それがかばんの中に宝石を入れて家庭を訪問してそれを売つて歩くという行商の形の販売をとつておられる方が、つまり一人でやつておられるわけですから、数としては非常に多いわけではございまして、お店に宝石を並べて売つておられる方よりも、業者の人数としては圧倒的にかばん屋さんの数が多いわけがあります。そこで、そういう場合に、小売り課税でございまして、その税率が高くなつてまいりますと、いろいろな形での脱漏、たとえばまるっぽ脱漏という場合もありますし、その価格を申告する場合に半分だけ申告するといふ形をとつておる脱漏もありますし、そういう意味で問題がございまして、品物の性格上はもう少し税率が高くておもしろいかもしれませんが、高くとると今度はいよいよ把握率がひどく下がつてくると

いうこととの関係上、いまのところこの辺のところは落ちついておるといふことでございませう。ただし、御指摘がありましたように、来年検討する場合には十分検討したいと思ひます。

○戸田菊雄君 最後に一点だけですが、この物品税の暫定軽減措置をずっと見ますと、たとえばカラーの大型、中、小型と、これが本則では二〇、一五となつてゐるわけですが、四十五年度は五、五、四十六年度は一〇、一〇、あと本則税率に四十七年度入る、こういうことですね。ところが、白黒の大型、中型、小型というクラスになりますと、本則は二〇であつて、五、一〇、本則税率、こういう順序で移行させて若干品目の内容についてその復元率が違ふようなところがあるわけですね。どういふことを土台にしてそういうものは今回税率の設定にいつたのか。たとえば、区域調整、ないしは消費需要の抑制とか、あるいは消費拡大とか、こういう問題が基本になつて税率負担の割当をあれされたんだと思うのですが、その辺の見解はどうですか。

○政府委員(高木文雄君) まず、トランジスタテレビにつきましては、二十一型以上のものは基本税率が二〇%になつておりました、中型、小型は一五になつております。その中で、小型の十二型以下、小型というの十二型以下でございませうが、十二型以下の白黒のトランジスタテレビにつきましては、現在と申しますか、これまでも五%の課税が行なわれておつたわけでございますが、この理由は、同じくトランジスタでございまして、技術開発の段階から申しまして、白黒用のものは比較的早く開発をされてコストが下がつてきましたので、先に本則税率にまでは下がりませんもの、暫定税率ではあります、五%課税をされてきたわけでございます。それに對して、カラーのほうは、同じトランジスタでございまして、何か技術的に非常にむずかしいことがございまして、トランジスタ部分の価格が高いということで、カラーのほうは全体として、まだ本則税率も暫定税率も設けないで、非課

税のまま来てゐる。だから、白黒のほうでも、大型と中型のものにつきましては、これはその中間的な性格のものでございまして、カラーの分と同じ扱いになつてゐると、こういうことでございまして、それから先今度から課税対象に取り上げますにつきましては、暫定的に階段を登るようになつて五%ずつ上げていく。ただ、一〇から一五に上がる場合と、一〇から二〇に上がる場合、いずれも、本則税率が二〇のものについては、最後のところは、五%刻みでなしに、一挙に本則税率へ持つていつて、カラーにつきましても白黒につきましても、大型であると小型であるとを問はず、昭和四十七年度には全部本則税率になると、こういう形にしましたので、部分的に、五%刻みでなしに、一〇から二〇%に飛ぶようになったわけでございます。

○政府委員(藤田正明君) 戸田委員からいろいろ御質疑があつたわけですが、増税といふふうなおことはあつたわけですが、確かに増税になると思ひます。しかし、それともいたし方のないことであると思ひます。御存じのとおりでありまして、財政需要と申しますか、社会資本充実がいま非常に要望されてゐるわけでありませう。特に、産業基盤よりも、これもさることながら、生活基盤の社会資本の充実が要望されてゐる。昨今ではないかと思ひます。社会保障もさることながら、また、義務教育の点においてもさうな中心にして減税をするということは大蔵大臣もいふし、ばしば言明しておるわけですが、このような旺盛な財政需要の中におきまして、しからばどこから税を生み出すか、財政需要にどうやってたえるかといふことでございまして、その点におきましては、何らかの形において増税といふことが必要になつてくるわけでありませう。その間におきまして、国民に重税感を持たないとか、あるいは不平等なことであつてはいけな、担税力のあるところから取るのだといふふうな原則がございませうが、この際は、ウェイトが間接税は非常に

低いわけでありませうから、これをそのままはつておけばますます低くなるわけでございます。間接税につきましては、大いにひとつ検討しようじゃないかといふのが現在の姿でありませうし、これを税制調査会にかけて大いに審議してもらふ。特に、間接税の物品税の問題でありませうが、物品税につきましても、社会の消費態様も変わつておりますし、昨日までの奢侈品とかいふたものが、昨今は、大量消費と、あるいは消費の平準化といふふうなことになるまいと思ひます。実際が非常に激しく動いてゐるのが昨今の現状ではないかと思ひます。それらに対応するよう物品税をやはり考えなければならぬ。決して物品税が小さくなるか品目が下がるということではないと思ひます。しかし、この品目が拡大されていくために、すぐに売り上げ税なり付加価値税になつていくといふふうには考へておらないわけでございます。申し上げましたように、付加価値税といふものはいろいろ問題がございませう。付加価値税云々といふよりも、間接税の直接税を補完するといふ基本的な原則をもつて間接税をどうやろうかといふのが現在の問題点ではないかと思ひます。

先ほど成瀬委員からも申されて、経済の発展が悪なのか善なのかといふこともございませうが、政治にしろ、経済にしろ、教育にしろ、住みよい社会、健全な社会を育成するといふことが、最終目標なのでありますから、すべてさういふ面に向かつて、経済がそれをそこなうような姿で発展するならば、これは悪とも言へませうし、ブレーキをかけなければならぬと思ひます。そのような基本的な考えからこういふふうな税制もやはり考へていかなきゃならぬのじやないか、かように思つております。

○委員長(栗原祐幸君) 午後二時三十分再開することといたしまして、休憩いたします。

午後一時三十六分休憩

午後二時四十四分開会

○委員長(栗原祐幸君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日、津島文治君、今春藤君及び青木一男君が委員を辞任され、その補欠として玉置猛夫君、増田盛君及び長屋茂君が選任されました。

○委員長(栗原祐幸君) 休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

質疑のある方は、順次御発言願ひます。

○木村福八郎君 私、重ねて申し上げる必要はないんだけれども、いま委員長の言われたとおりひとつお願いします。

まず、最初に、新経済社会発展計画の中で制度金融あるいは政策金融について触れてゐる点があるわけなんです。それで、かなり抽象的ですから、これについて具体的に御答弁願ひたいと思ふんです。まず、九〇ページですね、「金融・資本市場の整備とともに、その合理的な市場機構が機能する分野をできるだけ拡大することを主眼に、各種の制度金融、政策金融のあり方につき、長期的総合的な視野にたつて再検討する。」と、こういう文章があるわけですね。それからもう一つ、かなりそれよりは詳細に九三ページでこう述べておりますね。「金利の資金配分機能を高めるためには各種の制度金融、政策金融の再検討が重要である。経済の一部には、金利の資金配分機能にのみ委ねておいては、国民経済の見地からみて十分に緊要度が高いにもかかわらず、所要の資金を十分に調達しえない分野がある。このため、輸出、農林漁業、中小企業などの分野に対し、政府関係金融機関等を通じて金利の優遇や資金の確保のための制度金融、政策金融が行なわれており、今後とも必要な分野については必要に応じその充実に努める。しかし、このような制度金融、政策金融については、金融・資本市場の合理的な市場機構が機能する分野をできるだけ拡大するという見地にたち、情勢の変化に照らしつつ、その必要性の有無や程度等について再検討し、つねにその改善をは

か

かる。この点とくに日本銀行による輸出金融制度の硬直化した現状については、国際収支や内外金融の動向等に照らし再検討することが望ましい。」と、こう述べておられる。この輸出金融については、もうすでに具体的に手が打たれたわけですね。ところが、制度金融、政策金融については、ここでもかなり抽象的に述べているにすぎないわけですから、もう少し具体的にこれについて内容を明らかにしていただきたい。それから来年度あたり国会にこれに関する何か法案なりそういうものを出しになるのかどうか、この点について伺いたい。

○政府委員(近藤道生君) 簡潔に申し上げますと、まず、金利機能の活用をはかるということ、主として民間部門におきましてできるだけ金利機能の活用をはかって、各種の金融機関相互の間でまたそれぞれの市場におきまして、資金需給の実勢に応じた金の動きが出てくるということ、当面のねらいとしております。そうして、できるだけその分野を広げてまいりまして、それによりまして、現在たとえば政府関係で特利であるとかそういう特殊の金利を適用しております分野はできるだけ縮めてまいり。そうして、その民間の自由なる金利機能の働く分野に卒業生をどんどん送り出してまいると同時に、新しい経済体制に即応しまして新しい特別の金利を適用しなければならぬ分野も片方に出てまいりますので、そういうものについては新入生として入れていくことにやぶさかでないという趣旨でございます。そのうち、たとえばとりあえず卒業生として送り出すべきものは、輸出金融というようなものはたゞいままでの外貨蓄積の状況等からいってこれはもうなるたけ普通の金利のほうに送り出してまいるといふことでそれが行なわれたことはたゞいま御指摘のとおりでございますが、次に何をしたらば特利のほうからはずして一般の金利機能——プライスメカニズムの金の流れの中に送り出すかというところにつきましては、当面これという事項はたゞいまはございません。しかし、絶えずそういう

観点で研究いたしまして、これはもう普通の民間の自由なる金利機能の活用によだねるべきであるというものが出てまいりますれば、すみやかにそちらに移すということであらうかと存じます。

○木村禧八郎君 この新経済社会発展計画では、各種の制度金融、政策金融の再検討が重要であると。再検討するわけですから、これまでなぜ再検討しなければならぬかという事情があるわけですね。いま輸出金融だけ一つとらえたのですけれども、ほかにもあると思うのです。それからこれは私の意見ですけれども、最近のように国際収支の黒字がどんどんふえてまいりますと、そういう点では、金利機能とか、金融による景気調整的な機能、そういうものが弱まってくるのじゃないかという気がする。したがって、今度は、直接的ないろいろな調整とかそういうものが、たとえば日銀なら窓口規制とかそれからオペレーションとか、何かそういう金利機能のいわゆるプライスメカニズムではどうも十分な影響を及ぼし得ない状況が出てくるんじゃないか。そういうこととらえ合わしてやはり考えていかなければならぬと思います。だから、特になぜ新経済社会発展計画で各種の制度金融や政策金融の再検討の必要をここで強調されるのか。二カ所にわたって述べられているのです。そのバックグラウンドでですね、こういうことが強調されるについては、そういうことを必要とする事情があるわけですから、それを明らかにしていただかないと納得いかない。これじやもう非常に明瞭で、さっきのお話では輸出金融だけが具体的にございまして、もう少し具体的にに。それから今後の長期的見通しに立つてどういう段取りでやっていくのか、この点を伺いたいと思います。

○政府委員(近藤道生君) いまままでの経済社会発展計画と新経済社会発展計画との間の一番大きな相違点は、二つあるかと存じます。一つは、経済の効率化について国際的な視点をとらえると、国際的な視点ということばが今回入ってまいりました。それからもう一つは、経済成長のテンポ

を適正なものにする。そして、そのための発展基盤を培養するということ。この二つがいまままでの計画とのおもな相違点であらうかと存じます。

そこで、その二つにつきまして、まず、国際化ということを含ましては、やはり、制度金融、政策金融、それから全体を考えると、そして新しくするということによりまして、金融体質ひいては経済体質全般を強化いたしまして、これで国際化時代の荒波を乗り切るというつながりからそのような制度金融、政策金融ということがうたわれておる。それからまた、経済成長のテンポを適正にして発展基盤を培養するということにつきましても、特に最近の都市公害の問題、そのほか流通の問題、そういう問題を踏まえましてやはり制度金融、政策金融を考えてまいらねばならない。さらに、具体的に申し上げますと、まず、国際化という観点から申しますと、たとえば開銀の力を入られております。それから産業体制の整備でございます。それからまた、流通の近代化、卸センター、倉庫と、これが国際化に対応する点でございます。それから第二点の経済発展基盤という問題に対応いたしますものは、大都市の再開発、私鉄、駐車場、流通センター、産業公害の防止、それから原子力の開発利用、これらがすべて経済発展基盤に連なる問題でございます。それらすべてを総合いたしまして新しい情勢に対応してまいらう、こういう考え方が具体的にあらうと存じます。

○木村禧八郎君 大体まあ方向はわかってまいりました。そこで、政策金融あるいは制度金融の中で開銀の占める地位というものは相当高いわけですね。いただいた「財投対象政府関係機関等融資残高」という資料、これを見ますと、四十四年十二月末で、開銀がざっと一兆五千六百億、その次に輸出入銀行が一兆二千四百七十億、まあトップですよ。こういう点から見ても、開銀は制度金融ないし政策金融の中で比重が大きいわけですよ。そこで、これは毎年開発銀行融資の運用基本

方針というものを閣議できめられるようですね、開銀からいただいた資料なんですけれどもね。これまで、経済社会発展計画——前の発展計画です。新しく最近出た発展計画じゃない、その前の発展計画、四十二年度から四十六年度、この期間を計画期間としている発展計画、これをもとにして運用基本方針というものを閣議決定しているんですね。ところが、さっき質問しましたように、新しい経済社会発展計画が出てまいりまして、その中で私がさっき引用しましたような制度金融、政策金融についての方向が打ち出されているわけですよ、再検討しなければならぬと。その再検討の内容についてはいま御説明がありまして、大体の方向はわかりました。そこで、今度は、開発銀行のほうの運用基本方針です。この新経済社会発展計画に基づく運用基本方針というものが出されなければならぬというわけですが、これはどうなんでしょうか。

○政府委員(近藤道生君) 昨年は六月十三日の閣議決定で運用基本方針が出されておりますので、本年もおそらくその時期ごろに、同じような形で、ただいま申し上げましたようなことを盛り込みまして運用基本方針がつくれるものと存じております。

○木村禧八郎君 そうすると、かなり従来よりは範囲が非常に拡大されるように思われるのですけれども、四十三年度の運用基本方針しかここに資料として出されていないのですけれども、四十三年度は、産業基盤の充実強化、それから産業体制の整備、技術開発、国際収支の改善に寄与する産業の育成合理化、産業間地域間の均衡ある開発発展、それから大都市再開発と流通近代化、この五つがおもな柱になっておりますね、今度は、新しい経済社会発展計画によって運用方針を打ち出すとなると、これにどういふものがプラスされていくんですか。

○政府委員(近藤道生君) これはこれから閣議できめられますことでございますので、ただいま私からその中身につきまして予想を申し上げるのも

いかがかとは存じますが、おそらく、方向といたしましては、いままでのものよりも物価安定についての面がきこまかくなるといふ点と、それから国際経済、国際化の時代に即応する対応策についてもう少しいろいろな点が入るといふこと、それから大都市再開発関係がやや詳細になるといふような方向で閣議で検討されるのではないかと、いふふうに予想をいたします。

○木村禧八郎君 その中で、いま物価安定が新しい項目として加わるのじゃないかというお話があったのですが、これについては私は非常に疑問に思ふ点があるんですがね。これまでの開銀の役割りとして、いわゆる産業体制の整備、そういうふうにあるんですね。寡占化体制の整備、そういうふうな言われてゐるんです。これが物価安定と矛盾するのじゃないかという気がするんですね。いわゆる寡占化体制がだんだん強化されて、経済が集中化されていく。そうすると、もうすでに物価はかなり下方硬直性になっていまして、開銀の一つの重要な役割りとして、いわゆる寡占化体制の整備、いわゆる産業体制の整備、そういう寡占化体制の整備と物価安定というものは、これは矛盾するのじゃないかと思う。その矛盾の面はどういうふうな調整をされるのか、どうも私は疑問に思ふわけですが、その点はいかがですか。

○政府委員(近藤道生君) 御指摘のように、寡占化の体制になりますと、とかく価格の硬直性という現象を起こしまして、いわゆる管理価格あるいは寡占価格というふうなものを生じてまいるのでございますが、開銀が融資をいたします場合には、いやくもそのような情勢を助長するような金融は決してこれを行なうべきではない、また、今日までそのような金融を行なつた事実はないといふふうに考えております。ただ、御指摘の点はいへん重要な点でございます。開銀融資に限らず、いわゆる規模のメリットといふものは、これは常に競争原理というものが他方に適正に働きまして、そのメリットが消費者のほうに還元されるという形でなければならぬといふふう

に考えておりますので、そういう見地は、開銀のみならず、すべての金融機関が絶えず念頭に置いて融資をなすべきものだといふふうに考えております。開銀の場合におきましては、特にいままで同一業種で最も少く融資をいたしました実例なども調べてみましても、それによつて寡占価格、寡占体制、管理価格、そういうものを生ずるような融資の例はないように考えております。

○木村禧八郎君 寡占化体制によつて管理価格が形成されることは、これはもう経済法則として否定できないと思うのですが、寡占化体制形成によつて下方硬直性が強くなるように、また、これまで物価を硬直化させるようなそういう融資は行なつてきていないというお話があったのですが、それはまさかそういう管理価格を形成させたりあるいは物価の下方硬直性をもたらすように開銀が積極的融資をするはずはないと思ふんです。しかし、問題なのは、開銀の一つの役割りとして、いわゆる体制金融といふんです、寡占化体制を推し進める、そういう役割りを持ててきているでしょう。これは、一つは、自由化時代における国際競争力を強化する。そのために、さっきお話があった企業の合併集中、そのときに開銀が大きな役割りを演ずるということになっていまして、これが開銀の一つの大きな使命になっていまして、ですね。これだけじゃありませんが、その点が、今後特に物価問題が、当面の問題だけでなく、七〇年代を通じて非常に重要な政策課題になっていく。そういう状況になってきているときに、これまでのようないわゆる寡占化体制を強めるといふような開銀のそういう機能、役割りをこれまでと同じように考えていいのじゃないか。むしろ、逆に、今後の要請としては、なるべく競争原理を導入するといふことになっていくので、むしろ、金融面でも、あるいは産業面でも、それと矛盾するわけなんです。ですから、いままではそういう役割りを演じてきたわけですから、もうこれで行かぬ新しい情勢を迎えていく、そうして新経済社会発展計画で制度金融なり体制金融の再

検討を強調されておつて、その中の一つとしてはやはり物価の安定というものが今後非常に重要である、そのための再検討も必要といふことを言われたわけですから、ですから、これまでこのような寡占化体制を強化するといふふうな行き方ではないか、ここが私は一つ再検討の対象になるのじゃないかと思ふのですが、どうなんですかね。

○政府委員(近藤道生君) その点はまことに御指摘のとおりでございます。もちろん初めから物価関係に悪影響を及ぼすような意図は持たないにしても、結果においてそういうおそれを生ずるといふようなことがいやくも徴候として少し出てまいりました場合には、常にその点については何度でも検討をいたしまして、できるだけ慎重な配慮をしていくべきものといふふうに考えております。

○木村禧八郎君 次に伺いますが、私が言うまでもなく、政策金融は、補助金及び租税特別措置による減免税、そういうものとそれから民間金融の中間的な金融であると思ふんです。国民の税金でまかなう面は、これは補助金的な性格を持つておる。それからまた、一面では、安い金利で供給する場合は、租税の減免税的な性格を持つておる。しかし、また、民間資金を利用するような場合は、またそこに民間金融的な面もある。だから、その中間的な金融だと思ふんです。しかし、民間金融と違ふところは、何といつても政府の財政資金が投入されていくという点だと思ふので、したがって、こういう点を考えますと、開銀が融資をして、そういう点を育成していく、その場合、その企業の採算がとれるようになり、また、自由化時代に競争にたえるようになり、そういうふうになったにもかかわらず、依然としてそういう過保護的な金融というものが続けられることは、これは適当ではないと思ふんです。民間企業と違ひますから、もう必要でもないものに補助金をやるとか、必要でないものに減免してやるとか、同じような性格の問題がそのときに起こつて

くと思ふんです。それについては、これは十分に注意をしなければならぬのじゃないか。そうした過保護的な金融を続けちゃいけない。それは絶えず十分に点検しておく必要があるのじゃないかと思ひますが、その点はどうでしょう。

○政府委員(近藤道生君) その点も全く御指摘のとおりでございます。政策目的を達したものの、あるいは民間金融にゆだね得る状態になったもの、そういうものは直ちに開銀の貸し付け対象からはずしまして、他方、また、経済社会の進展に即応してそのときどきの要請にこたえて、新たな融資対象が出てまいればそれをどんどん入れてまいる。前回も申し上げましたような新入生、卒業生の交代を活発にやつてまいるといふことは、非常に大事なことであらうかと思ひます。たとえば、三十年代の前半まで開銀貸し付けの主要項目の一つでございました普通鋼といふようなものが、三十年代の後半以降対象からははずされておりましたし、あるいは電力につきましても、特別の原子力発電とか石炭火力といったようなもの、あるいはいわゆる重電の延べ払いといふような特殊のもの以外は、卒業生として送り出しているといふようなこと、それらはただいまおっしゃいましたような趣旨に沿つてやられておることでございますが、これはもうほんとうに始終活発にやつてまいらねばならないといふふうに考えております。

○木村禧八郎君 開銀総裁として、実際に運営されて、そういうことを痛感されるようなことがございますか。また、これまでございましたか。

○参考人(石原周夫君) ただいま銀行局長からお答えいたしましたように、保護の状況が過度に失ふることのないように、私も現実の運用の面でも心がけてゐるわけでございます。幾つかの例を銀行局長が御指摘になったのでございまして、重電機延べ払いと申します、大規模な容量を持ちます電気の機械の延べ払いを六分五厘でいたしておつたのでございますが、昨年来七分五厘にす

る。同時に、新規重電機は、ちょっと製作に時間がかかるようでございまして、年度にわたりますて継続することがございまして、新規の融資の対象にすることは四十五年度からやめる。たとえば電子工業にいたしまして、これはいろいろ種類がございまして、比較的零細なもの、やや大きいものとございまして、従来七分でございまして、これを本年度から七分五厘に半分ほどは引き上げるといふことをやりまして、特例の扱い、あるいは融資対象、そういう点から申しまして、常にそういう配慮でやっておる次第でございまして。

○木村禧八郎君 いま総裁から伺いましたように、そういう具体的なメーカーがあるようでございまして、やはり最近では技術的な開発なりテンポが非常に早いですから、そういう点については絶えず点検されて、これは国民の税金の分が相当あるんですから、過保護にならないように、そういう点は絶えず点検をするように要望しておきます。

それから次に伺いたいのは、財政資金の運用面におきまして、公共投資等とそれから政策金融との割り振りというんですか、これをどういふふうに見ますか、運用資金で三兆七百七十億円のうち、公共投資は二兆六千九百九十一億円、それから政策金融が一兆七百七十九億円となつてゐるんですね。今後、社会資本の立ちおくれから、公共投資にかなり重点を置く必要がある。しかし、政策金融でも、開銀あたりが今後地方開発とかそういう方面に融資の範囲を広げていくと、競合面が出てきますね、そういう点が、この公共投資とそれから政策金融との割り振りの比重ですね、これはどういふふうな考えられて、どういふふうな割り振りにされるのかですね。何かこれに基準があるのか、大体のあれですね、その点を伺いたいんですけれども。

○説明員(田中敬君) 基準があるかという御質問につきましましては、特別の基準というものはあらか

じめ前提として編成をいたしたことはございませう。過去からの経緯その他で結果的にこういう形になったというふうなことでございまして。

それともう一つ、先生のお手元にも資料としてあるかと存じますけれども、公共投資等と政策金融を分けました方法でございまして、お手持の資料にありますが、このようにございまして、いよいよ政策金融の中に大きなウェートを占めておりますのは、実は、中小三機関の金融でございまして、住宅金融公庫のいわゆる住宅金融とか、こういうものが全部入っておりますので、あるいは先生が問題になさっていらつしやるような産業金融というふうなものにしばって考えてみますと、そのシェアというものは相当低下しておる。御必要でしたら、別途資料をお出ししたいと思ひます。

○木村禧八郎君 それじゃ、そういう資料を、それは必要ですから、あとでいいですけれどもいたしたいと思ひます。この政策金融一兆七百七十九億円の内訳ですね。

次に伺いたいのは、政策金融の対象ですね、それは、産業面だけについて見ましても、さつき銀行局長からも話がありました、最近では大体三つの点に対象がしぼられてきておる。一つは、これはまあいままでもそうであつたのもありますけれども、採算がどうしても合わない、そういう産業に対して開銀等が融資をする。それから第二番目は、特利を含めた長期低利の融資ですね。第三番目は、いわゆる資金配分機能というのです、国際競争力を強化するとか、あるいはさつきの問題のあつた寡占化体制の強化とか、それから新規産業、最近よく言われます新しいプロジェクトですね、新技術に関連する、そういうようなものですね。さつき申しましたように、過保護になる可能性のあるものは、長期低利の特利を含めたその金融であることはさつき指摘されて、過保護にならぬように十分注意されるということ、これを言われたんだが、この資金の配分機能の面における国際競争力の強化とか、あるいは寡占化体制

の整備とか、こういう面はこれまで過保護になる危険もあると思ふんです。ですから、絶えずこれはかなり目を光らしておかなければならぬようなそういう要素があると思ふのですが、この国際競争力の強化についても、ある時点においてはなかなか政策金融でめんどろを見なければならぬ状況にあって、次の時間がたつと、それはもう十分に何も保護しなくても競争できるというふうな状況になつてゐる場合もあると思ふんです。それから寡占化体制の整備でも、合併集中によつて、日鉄みたいなのは典型的なものだと思ふのですけれども、そういう日鉄が合併して鋼材が下がつたかという、あまり下がっていない。むしろ一時的に上がったんですね。ですから、そういう逆の作用を及ぼすような場合があるわけですね。国民の税金で開銀を通じて合併集中を促進した、そうして寡占化体制を強化したところが、物価が硬直的になつてやつて、むしろマイナス面が出てくる面もあると思ふんです。そういう、全く本末転倒になつちゃうんですね。逆効果みたいになる、そういう可能性が十分あると思ふのです。だから、政策金融なりあるいは開銀融資は楯の両面みたいなのがありますね。これをよほど運用については気をつけまじいかなと私は思ふんです。非常に政策金融が重要であると同時に、また、他面においては、いまお話ししたようなデメリットも出てきますからね。この点は、だから、大蔵省のほうでも、あるいは総裁においても、絶えず点検され、監視されると思ふのですけれども、われわれは国会でもこういう点は十分監視しなければならぬわけですね、一年に大體一回でしょう、こういう審議をするのはね。ですから、こういう際に十分にこゝでわれわれ意見を述べ、そしてわれわれの意見を覚えておいていただいて、国会でこういう点について問題にされたというのをやはり頭に置いておいていただいて、マイナス面が出てこないように監督されてまた運営されることを希望するわけなんです。その点について、銀行局長あるいは総裁から

御答弁がありましたら、伺いたいと思ひます。

○政府委員(近藤道生君) 先ほど来申し上げておりますように、その点につきましては絶えず重々注意してまいりまして、いやくもデメリットの面があらわれませんように、常に国民消費者大衆にメリットが還元されるという方向で運用されるように注意してまいりたいと思つております。

○参考人(石原周夫君) 銀行局長からお述べになつたことで尽きておるわけでございまして、先ほど申し上げましたように、従来もそういうふうな頭で卒業生はできるだけ出すようにしております。今後も引き続きそういう方針でやってまいりたいと思ひます。

○木村禧八郎君 注文ばかり多くなりましたが、今後、開銀銀行としては、自主技術の開発ということも相当重要な役目になつていくと思ふんですがね。ことに、いままでの技術導入を見ますと、ずいぶんいよゆる対米依存的な傾向が強いわけですね。それからロイヤルティなんかも相当大きくなつておりますね。これはやっぱり開銀あたりで今後開発する一つの分野ではないかと思ふのですが、この点について、総裁、いかがでしょう。

○参考人(石原周夫君) おっしゃいますように、国際化という時代に相なりまして、日本も国産技術というもので自分自身の産業の基礎をつくるという時代になつてまいりました。前からも国産技術の振興というところにつきましては若干の金が出ておるわけでございまして、四十一年度ではたとえ三十五億くらい金が出ておるわけですが、実は四十三年度に新しく国産技術振興という柱を立てまして、六分五厘という特利を設ける。この系統につきまして非常に資金の需要も多うございまして、だんだん国産技術を自分たちでございまして、逐年金額が増加してまいりました。四十五年度は百五十億という金額になつてまいりました。私どもの融資の全体の割合から言いましても、四十一年は一・七%くらいでございま

したが、現在は五割くらいになりました。私どもの融資の中では最も成長の著しい項目になっております。

○木村福八郎君 これまで、日本の経済の高度成長をささえてきた産業として、いわゆる三Cといふことがよく言われましたね。自動車とか、カラーテレビとか、クーラーとかね。それが、いわゆる町の経済評論家あたりによると、一九七二年ごろまでに大体頭打ちになると、一七二二年の後の新しい産業開発が進むのじゃないか。海洋産業とか、あるいは情報産業とか、あるいはメガロポリスとか、いろいろ言われておるわけですが、そういう今後の新しい産業開発ですね、そういうものについてやはり開銀の果たす役割というものは大きいんじゃないかと思うんですね。何かそういう研究をされていますか、開銀です。

○参考人(石原周夫君) いわゆる新規産業という問題につきましては、私どものほうも従来からある程度の努力をいたしております。たとえて申しますと、いまおっしゃいました住宅産業という問題がございます。これにつきましては、プレハブでありますとか、建材とかというものがございす。この融資は、最近数年やってきており、これから今後いよいよふえるであろうかと思っております。

海洋産業につきましても、私どものほうで、二、三件、これは海洋掘さくの関係でございすが、そういう関係で取り扱ったケースがございす。これも今後相当伸びる項目であらうかというふうに思っております。

情報産業ということになりますと、これは電子計算機の関係が多いものでございすから、これは比較的前から手がけておりまして、最近におきましては御承知のように本年度百五十億というような金を、いわゆるJRECと申しますか、電子計算機のレンタルの会社に融資をしております。それ以外に、先ほど申しました電子工業の面におきまして、これは電子計算機の入出力部門に

対する融資、これもまた急速にふえてまいらうかと思っております。

そういう意味で、なおそれ以外、いろいろ新規産業という面があるかと思いますが、先ほど来申し上げました原子力発電あたりもそういうものかと思ひます。そういうものは従来もある程度手がけておりますが、木村委員仰せのように、これから相当急激に伸びてまいる項目であらうかと思ひます。

○木村福八郎君 あまり時間がございせんから、できたら資料にでもしてわかったら御提出願ひたい。それは、今後の開銀の開発対象として大体三つあると言われているんですが、一つは技術開発プロジェクト、それから第二は公共的プロジェクト、この三つについて、具体的にどういう作業をやられているか、そういうものがありましたら、これは今後の日本の産業開発の、何というんですか、いまの進行ぐあいなり方向を知る上にわれわれとしても非常に参考になると思うんですよ。ですから、そういう作業をおやりになっていましたら、資料としてでも——いま、この三つについて、簡単に要点だけ御説明していただければいい。資料がございしたら御提出願ひたいと思うんですが。

○参考人(石原周夫君) 最初におっしゃいました技術開発の点は、先ほどちょっと概要を申し上げました。数字につきましては、後ほどととのえまして差し上げます。

先端産業と申しますと、いろいろなものがあると思うのであります。先ほど申し上げましたように、情報産業、住宅産業、あるいは海洋開発というふうなことにございまして、私どものほうの従来やっております実績をつくりまして、公共的ということになりますと、これはいろいろの幅があるかと思うのであります。私どもがやっております都市開発の関係、あるいは流通の関係、あるいは、今後におきましては相当公

共事業の民間委託という問題がございまして、これに伴いました問題が出てまいると思ひますが、いままでのところはまだわずかなものでございす。実績のございす分につきましては、資料を整えまして差し上げることになります。

○木村福八郎君 後者の公共的プロジェクトにつきましては、私のほうの質問もあまり具体的ではなかつたんですが、要するに、新しい国土計画に沿うところの、いわゆる混合方式とか、あるいは民間デベロッパーに開発を委託するとか、そういう問題です。それで、たとえば、東大阪の住居センターとか、大阪府の開発公社、神戸の世界貿易センター、東三河開発、鹿島開発、最近では道路、港湾、鉄道等の分野にもそういう民間のデベロッパーの参加が予想されているというんです。そういう実態を知りたいわけなんです。そういう資料はございすか。

○参考人(石原周夫君) 先ほど申し上げましたほかに、いまおっしゃいます土地造成の関係につきましても若干のケースはございす。これはまだわずかなものであります。有料道路につきまして若干のケースがございす。そういうものを取りまとめ資料として差し上げたいと存じます。

○木村福八郎君 それじゃ、開発銀行関係ひいては政策金融についての最後の質問なんですが、二点あるわけです。

一つは、この前にもちょっと質問したんですが、金融再編成について考慮すべき点として、いま、制度的に非常にばらばらになっておるんですよ。で、私は、新しい情勢に備えて金融再編成をやる場合には、民間の金融機関の再編成だけでなく、もっと広範にやるべきだと。それは、資本市場、それから政策金融、制度金融、それから政府のほうのたとえば郵便貯金ですね郵貯なんかもやはり問題になると思うんですね。ところが、現在、こういうものを審議する制度としては、一つは金融制度調査会、それから財政については財政制度審議会、それから証券については証券取引審

議会というのがありますね。それから郵政については郵政審議会というのがあるんですよ。郵貯の利子やなんかについての。現在、大体われわれがわかつてるだけでも四つあるわけですね、制度的に。みんなばらばらなんです。みんな有機的な関連がない。みんなばらばらに調査会を持っている。金融制度調査会、これまで大抵市中銀行の立場を擁護するような立場であつたといふことは、これはもう相当批判があつたわけですね。過保護的な政策がとられてきたといつて相当批判があつたんですよ。それから証券取引審議会は自分のなわ張りのことばかり考えていると、証券は証券で、それから郵政のほうは、また、簡保の運用とか、あるいは郵便貯金の運用について、やはりそういう立場で考えている。ですから、私は、四つそういう審議会とか調査会があるんですが、今後何かこれを総合しようとするものが上につやつぱり必要ではないかと思うんですよ。それでほんとうに総合的な金融の再編成というものがそこでき上がるんじゃないかと思うんですよ。私は、開銀の問題それから政策金融の問題に首を突っ込んで少し調べてみましたら、そういうところに突き当たってきたわけですよ。自分じゃ総合的な金融再編成を考へると言うけれども、じゃどこでそれを考へたらいいか。制度的に見たところが、この四つもあるんですよ。これは何とか総合的な一つの金融再編成を審議するそういう機関にまとめられたいか。もちろんこういうものがあつていいんですけれども、これをまた踏まえてそういう機関があれば、今度は証券取引審議会という自分のなわ張りの意見が出てきて、そこで調整できる。それから市中銀行の利益ばかりはかるような金融制度調査会の意見が出てきたら、そこで調整できるとか、そういう機構がやつぱり一つ必要なんじゃないかと思ひます。これが一つです。

それからもう一つは、これは非常にしろろと考へかもしませんが、間接金融と直接金融の問題なんですよ。まあ長期信用銀行を例にとつては悪

いかもしませんが、これなど私は非常に不経済な運用じゃないかと思うんですよ。預金を集めるでしょう、それで金融債を持たすでしょう。それを融資するでしょう。そうしますと、非常にそこにコストが高くなると思うんですね。ちょうど、消費者が原産地に行って物を買ってくれば安く買えるんですよ。ところが、そこに卸売り、小売りいろいろあつて、そこでコストが高くなる。もちろん、普通の商品の流通の場合には、それぞれの流通機構というものが存在理由はあると思うんですよ。思うんですけれども、金融について見ますと、直接、社債なり貸し付けしちゃったほうがコストが安いのに、中間に金融機関が入って高くなつてしまふ。だから、そういう間接金融と直接金融について再検討する必要があるんじゃないかと、こう思うのですがね。これはしろうと考えかどろか、この点、金融効率をよくするという意味でも、私は今後一つ考えるべき点じゃないかと、こう思つたんです。

この二点について伺いをいたしたい。

○政府委員(近藤道生君) まず、第一点でございますが、たいへん有益な御示唆をいただいたわけでございますが、それらの四つの機関におきましてそれぞれ議論をいたしました結果を答申として受けまして、それを政府の内部の各部局におきまして十分協議をいたしましてまとめてまいりたいと、プロセスをただいまとるようにはいたしておりますことと、それからもう一つは、ただいま御指摘のございましたおりの、細張りとしてはおかしめうございまして、いろいろな感じがある点は、できるだけ委員の人選ということを通じてまして根拠を低くしてまいりたいということについておるわけでございます。

それから第二点の長期金融機関につきましては、これは金融制度調査会におきましても非常に議論のございました点でございますが、確かに、ただいまおっしゃいましたように、いきなり貸さずに長期金融機関というものを通することによってコストが高くなるではないかという議論も片方に

はございましたが、しかし、片方におきましては、それによりまして、都市銀行といたしましては、いつでも換金できる金融資産というものの形で底だまりの部分の預金を持ち、そして、それを集めて長期金融機関が貸し出す場合の貸し出しの性質は、それぞれの系列とかそういうものにとらわれなたいへん中立的な立場における中立的専門的な金融ができる、その点に金融債というものの非常に大きな機能があるということと、これは大いに認められてしかるべきではないかと、これは論と両方ございまして、いろいろ今後とも議論のあるところかと存じますが、金融債というものを媒介とすることによりまして、ただいたずらに資金コストが高くなるというだけではない、非常に大きなメリットも他面に認められてしかるべきではないか、専門性中立性というような面において融資が非常に生きてまいり、そして、また、その預金をもつて金融債を購入する一般の市中金融機関をいたしましては、そういういつでも換金し得る金融資産を持つという形において一つの機能を果たしてゐるのではないかと、ううううな議論、それがございしたことを御報告申し上げます。

○木村福八郎君 直接金融として一番重要なのは、私は資本市場の育成だろと思うんですが、どうも、日本の場合、資本市場が育成されてない。特に銀行の貸し出しなんか非常に大きいんですね。高度成長のための金融としましてはね。ですから、そういう意見もかなり専門家の中にもあるわけですね。この際、間接金融、直接金融については再検討してみる必要があるんじゃないかと思ひますから質問したわけですね。これは意見ですから、御答弁は要りません。開銀関係の質問はこれで終わります。

次に、物品税について簡単に伺いたいと思ひます。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○木村福八郎君 まず、最初に伺いたいのは、来

年度四十六年度の予算編成に関連して物品税の引き上げを行なうのかどうか、その点です。

それからいま審議の対象になっております物品税の引き上げにつきましても、非課税から本則まで一挙に行かないけれども、その中間段階を設けて多少課税していくということですね。私はわからぬのは、いま非課税の段階では、対象になつてゐる品物は非常に高いですね。テレビとかいろいろ耐久消費財は非常に高いです。お金持ちしか買えない、相当余裕のある人でなければ買えないというときは非課税なんです。だんだん大衆が買えるような段階になると課税してくるんですね。そのところが私はおかしいと思うんですよ。物品税につきましても、奢侈的な課税というものが一方にあるんですよ。だから、そのところをどうもおかしいんですね。だんだん大衆化するようになると課税がされてきて、初期においては非常に高く一般の人が手が届かないようなときには課税がない。むしろそういうときにはうんと課税しておいて、それでだんだん安くなつたら、これをもう課税はむしろしないので、そうして大衆に買ひやすいようにしていくのが私は順序じゃないかと思うんですがね。その点は、どうも逆のように思うんですがね。それは、産業のメーカーのサイドで考えるからそうなるんでしょう、政府のサイド。消費者のサイドで考えると、どうも矛盾してゐると思うんですが、どうなんですかね。

○政府委員(高木文雄君) 第一の来年度以降の物品税の増徴のようなことを具体的にどう考えているのかという点の御質問でございますが、必ずしも増徴ということではなくて、全般的に物品税を洗ひがえる必要があるかと思つております。それは、一つは、課税対象をどうするかということ、それから税率をどうするかということ、それからもう一つは、非課税物品なり特殊用途のための非課税物品なり免税点なりをどうするか、この三点を総体的に洗ひがえされるべきことだと思つております。その結果、総額としてふえることになる

か減ることになるか、その辺はまだ全然見当は持っておりません。増徴というより、むしろ物品税については全体としての洗ひがえをまず基本的にはやりたいということでございます。

それからどうも物品税は暫定税率の関係で見ると、大衆化して大衆が使えるようになっていくと物品税をかけるというのはおかしいではないかと、いう点でございますが、一般的に申しますと、こういうものは、何と言いますか、新しい商品が開発されて、そこで、ほかの商品とのバランスから考えて新たに物品税をかけたほうがいいのではないかと、いうことになりまして、まず本則で課税対象物品にそれを掲げる。ところが、そのごく初期の段階では、どうしても商品のコストが高いというところになりますから、そこで、ある程度大量生産になつてくるまで非課税にしておくか暫定税率を置くかして激変緩和をする必要があるというところから暫定税率制度があるわけでございます。しかし、それを片方のサイドからごらんいただきますと、おっしゃるやうに、ちょうど大衆化してくると物品税がかかるという形になるのは、確かにそういう面があると思ひます。しかし、趣旨はそういうことではなくて、大量生産になる段階まで多少応援をしてそうして大量生産化していけば、輸出もまた可能になる、そうなる単位当たりのコストが下がってくる、こういうことをねらいとしておるわけでございます。

なお、一言だけ付け加えさせていただきますが、今度の場合のテレビの例で申しますと、今度暫定税率で上げていこうとしておりますのは、トランジスタテレビでございます。全く同じような効用のある真空管テレビのはうはすでに完全に課税になつておりますから、真空管テレビとトランジスタテレビとの競争関係にある二つの商品のバランスということからいへば、やはりこの辺で本則税率に戻るまでをことをねらいとして途中として暫定税率でいかしていただきたい、こういう趣旨でございます。

○木村福八郎君 物品税の明年度の洗ひ直しにつ

いは、大蔵大臣の所得税から間接税へ比重を移していくという考え方の一貫じゃないのですか。それとも、全然関係なく、洗い直しによつてそれは増税のほうに持っていくというのですか。これまでのほかの委員の質疑をずっと聞いておりました、前は、大蔵大臣は、直接税よりは間接税のほうへ移行する、あまり直接税の負担が重税感が強いものだから、間接税のほうに移行する、そういう考え方を明らかにされたんですね。ところが、その後だんだん質問していくと、総合的物産税、たとえば売り上げ税とか付加価値税、そういうものは考えていないというんですね。それを考えると、やはり物産問題と関連してくるからだと思ふんです。過去に取引高税という古い経験が二十三年にあった。それで、なじむなじゃないというお話がありましたから、考えを変えたと思ふんですよ。考えを変えて、そうした総合的な物産税——取引高税とか付加価値税ではなくて、個々の物産税について洗い直して、それを増税に持っていく、そうして全体の税体系としては所得税から間接税のほうにウェイトを移していく、そういう構想になつてきているのじゃないですか。

○政府委員(高木文雄君) 物産税は、三十七年に大改正をいたしました、それから四十一年に大改正をいたしております。そこで、間接税、直接税のウェイトをどう置きかえるかという問題とは別に、そろそろ来年度あたりは物産税洗い直しの年に当たつてくるというのが一つでございます。それから先ほどもちょっと説明が足りませんでした、今度それと角度を別にした問題として、ちょうどその機会でもあるということもありますけれども、若干間接税のほうにウェイトを置いて考えていくべき時期ではないのか。その場合に、木村先生御指摘のように、売り上げ税なんかはどうもぐあいが悪いということになれば、総体として物産税にいままでよりはもう少しウェイトを置いていくという方向で検討が行なわれる可能性が多いということは、先日來の大臣の御答弁でも大体そういう方向にいつていると思ひます。ただ、その

場合に、私どもとしては、初めからそつちをふやそうということの頭を置いていたのじゃないかと、一べんまず洗い直しをすつとやまして、それと今度は来年度の財政支出のほうとにらみ合わせながら、もし必要あればそういう方向にも考えられるということでございます、いわば作業としては相互にからみありますが、二段がまえみたいのうなことで考えられるのじゃないかというふうに思ひかけてございます。

○木村八郎君 直接税重点から間接税のほうへ重点を多少移行していく、そういう構想になつてきていることは、いまの御説明でわかりますし、大蔵大臣もそういうふうな言つておられるのですが、この背景には私は二つあると思ふんですよ。その一つは、どうしてもインフレーションの問題がある、物価高の問題が。ヨーロッパのフランスとかドイツその他の国で流通税がかなりウェイトが大きいのは、戦時立法がそのまゝ改正しないで存続してあるんですよ。戦時になぜあつたかといへば、インフレーションによつて所得が十分に捕捉できなくなつたし、それからインフレーションになると、累進的な超過累進の課税だと、うんと高くなりすね。ですから、物価がどんどん上がると、インフレーション的になつてくると、所得税体系は耐えられなくなつてくるんですね。日本でもそうだとおもうんですよ。だから、そういう状況のもとにおいては、二つしか方法がないんです。一つは間接税のほうへウェイトを移していくか、あるいはもう一つは物価値上がり食いこめるか。物価値上がり食いこめれば、いまの超過累進は急激に上昇しないでしょう。ところが、いままでどんどん物価が上がると、名目的所得がどんどん上がるものだから、いまの超過累進構造では耐えられないから間接税のほうへ移行せざるを得ない、こういうような必然的ないまの税体系と物価との関係ですね。そういうところから間接税への移行というのが出てきたのではないかと、これは、歴史的に諸外国の税体系の変化を見ますと、そう

なつております。日本だつてそうでしょう。ただ、日本はあつたとき取引高税が実行できなかったで——われわれも反対しましたが、実行できなかったもので、すつといまの所得税体系が続いたものですから、毎年毎年諸外国に見えないような物価調整減税的なものをやらざるを得ないと、こうなつてきたんでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 確かに、おっしゃる通りでございます、物価の変動というものが非常に大きな影響があることは事実でございます。特に物価が上がりやすることとの関連上、ノミナルに所得税負担がふえてくる。それがとても重圧感になつてくるから、所得税減税はどうしてもやらなくちゃならない。そうすると、片つ方で減税をやしながら、もし相当な財源が必要であるとすれば、どこに税源を求めるかということから間接税という話が出てくることは事実でございます。ただ、もう一つ問題は、現在、経済が伸びてきた、国民所得も大きくなり、一人当たり国民所得もふえてきたが、どうも、社会資本といふことばであらわされておりますが、いろいろな意味での蓄積が不十分だといふことがあつて、かなり歳出要因の圧力が強いといふこともございます。もしかりに物価変動が全くないといふことを考えたときに、それでは間接税にもう少し重点を置くという議論を誘発してこないかどうかという、それがなくても、社会資本、つまり予算で申します歳出要因の圧力が相当ありますので、かりに物価が動かないといふことがあつても、だんだん財政需要を調達するための何か税源をさがせといふ圧力はやはりどうしても加わつてくるのじゃないかと思ひます。そのうち、これはたいへんむずかしい議論でございますので、感じて申し上げてもらひます。今の所得税の割合が六五%といふにしても、現在の所得税の割合が六五%といふことが間接税のほうに少し皆さんが目を向けるようになっておられる一番大きな要因ではないかと思ひます。その辺は、よくこれから勉強させていただきますと思ひます。

○木村八郎君 もう一つ、間接税的なものに移行せざるを得なくなつてきておる要因としては、新経済社会発展計画にもありますように、高福祉高負担です。新経済社会発展計画でも五十年度は二%負担率を上げることになつておるでしょう。その上げる財源はどこかといふと、間接税じゃないですか。私はそこねらいがあるのじゃないかと思ひます。

それからもう一つは、時間があるからといって申しますと、間接税を上げないと、今度は法人税を上げざるを得ないといふのでしよう。法人税の増税がいま問題になつておるでしよう。それで、二%上げるべきであつたのが一・七五に財界の反対によつてなつたんですけれども、各企業にこんな格差が出てきている。ところが、資本金一億円の会社も資本金千億円の会社も、税率は同じでしよう。こんなばか話はないと思ふんですよ。ただ一億円以下と一億円以上、この二段階です。それから年収三百万円以下と三百万円以上とね。こんな全く比例的なものですよ、法人税は。超過累進をどうしてもとるべきだと思ふんですよ、法人税についても。そういう段階に來ているところで、それをやりたくないから、間接税のほうで増徴している。それから間接税を増徴するといふことは、法人税の方便になり手段になる。積極減税しなくてほんとに増税しなきゃならぬのを、それを食いこめる手段になる。どうもそういうふうな気がするんですよ。

この物価値上がりという問題と、高福祉高負担の問題と財源の問題ですね、それから法人税の増税を回避するためと、その三つのねらいがあるんじゃないですか。ですから、そういう客観情勢から見ると、どうしても間接税重点の税制に転換せざるを得なくなつてきていると、そういう状況じゃないですか。

○政府委員(高木文雄君) 実は、経済社会発展計画で租税負担割合が若干上がるといふことにつづましては、現行税制で計算すればこうなるといふ

なつております。日本だつてそうでしょう。ただ、日本はあつたとき取引高税が実行できなかったで——われわれも反対しましたが、実行できなかったもので、すつといまの所得税体系が続いたものですから、毎年毎年諸外国に見えないような物価調整減税的なものをやらざるを得ないと、こうなつてきたんでしょう。

○政府委員(高木文雄君) 確かに、おっしゃる通りでございます、物価の変動というものが非常に大きな影響があることは事実でございます。特に物価が上がりやすることとの関連上、ノミナルに所得税負担がふえてくる。それがとても重圧感になつてくるから、所得税減税はどうしてもやらなくちゃならない。そうすると、片つ方で減税をやしながら、もし相当な財源が必要であるとすれば、どこに税源を求めるかということから間接税という話が出てくることは事実でございます。ただ、もう一つ問題は、現在、経済が伸びてきた、国民所得も大きくなり、一人当たり国民所得もふえてきたが、どうも、社会資本といふことばであらわされておりますが、いろいろな意味での蓄積が不十分だといふことがあつて、かなり歳出要因の圧力が強いといふこともございます。もしかりに物価変動が全くないといふことを考えたときに、それでは間接税にもう少し重点を置くという議論を誘発してこないかどうかという、それがなくても、社会資本、つまり予算で申します歳出要因の圧力が相当ありますので、かりに物価が動かないといふことがあつても、だんだん財政需要を調達するための何か税源をさがせといふ圧力はやはりどうしても加わつてくるのじゃないかと思ひます。そのうち、これはたいへんむずかしい議論でございますので、感じて申し上げてもらひます。今の所得税の割合が六五%といふにしても、現在の所得税の割合が六五%といふことが間接税のほうに少し皆さんが目を向けるようになっておられる一番大きな要因ではないかと思ひます。その辺は、よくこれから勉強させていただきますと思ひます。

ような計算を非常に厳密にやっておるわけではございませんので、かりに間接税の問題に触れる触れないにかかわらず、触れなければどうしてもそういう姿にならぬかどうかというところはちょっとここでお答えいたしかねますのですけれども、大體の最近の傾向といたしましては、国民所得が伸びますというところ、所得税のいわゆる弾性値が非常に大きいものでございますから、それで、減税をもしなければ、かなりその部分はふえていくだろうと思ひます。経済発展計画で国民所得の中における税負担率を二%高く見て、それではつじつまが合わないとなつてきたので間接税を増徴したかどうかという議論が出てきたといういまの先生の御見解は、私どもの頭の中では実はそういう考え方はしてありませんので、間接税の増徴の議論はむしろ所得税の減税スピードとの関係で必要になつてくるんじゃないかと思つておるわけでございます。直接にその間接税を増徴しないと全体の財源が足りなくなるといふことではどうも私どもの頭の中ではないわけでございます。

なお、全体としまして、率直に申し上げて、経済発展計画といふもの、租税制度の構成の問題とは必ずしも非常に厳格に結びつけて作業いたしておりませんので、最近出ましたばかりでございますから、来年度以降の税制と関連してこれから検討させていただくことになるうかと思ひます。

○木村福八郎君 私、まだだいぶ物品税については質問が残つてゐるんですが、それから関税についても残つてゐるんですが、時間が来ましたし、ほかの方の御質問もあるようですから、あまり一人ではかり質問してゐるのも御迷惑なので、私はこれで終わります。あと、大蔵大臣が来ましたら、時間の割り当てがございしますれば、それに従つてやりますから、一応これで終わります。

○鈴木一弘君 きのうに続いてちょっと特惠関税の問題について伺つておきたいと思ひます。

きのう私はヘップのことで資料をという事でいただいたわけでございますが、業者の状況、それから原則無税シーリング方式ということとは非常に大きな問題となるんですけれども、なるかならないかわかりませんが、そうなったときに国内企業に対しての影響がどういふふうにあらわれてくるか、そういう点について伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(上林英男君) 昨日も御説明いたしましたように、国内産業の影響をも考えまして、一定のワケのものにつきまして特惠税率を適用する、その特惠税率は原則として無税にいたしますけれども、特に国内産業上困難が多いものにつきましては、これをセレクトタイプ品目と称しておりますが、その品目につきましては特惠のカット幅を五〇%にとどめると、そういうような配慮をいたしまして、国内産業のほうに不当な圧迫を生じないよう配慮を加へてゐるものでございします。

○説明員(楠岡豪君) 私の申し上げたいと思ひましたことは関税局長と同じでございます。ただいま局長の申されたような考え方で具体的な作業を進めておる段階でございます。

○鈴木一弘君 私は、特定な企業を一つ取り上げていま御質問しておるわけですが、ヘップ業者、ヘップ業については一体どういふような影響があるか、国内市場、国際輸出市場、その点についてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○説明員(楠岡豪君) ヘップサンダルにつきましては、ヘップサンダルだけの統計は実は捕捉が困難でございます。サンダルということで申しますと、輸出の統計が昨年におきまして五十四億五千万円でございます。このうち、約半分の二十五億円がアメリカ向け輸出でございます。それで、輸出面から申しますと、アメリカの特惠の動向が非常に気になりますので、アメリカとしましては、はきもの、若干の例外はございしますけれども、この品目につきましては特惠の対象から除

外するよう意向でございます。あと、EECに割はどの輸出がございしますが、その他香港、インドネシア等の輸出がございします。もしアメリカがただいま申し上げたようなことになりましたら、輸出への影響は比較的軽くて済むのではないかとと思ひます。

輸入でございますが、ただいままでのところ、輸入はまあ実績がほとんどない。それでございします。で、輸入につきまして特惠を与えるかどうか、これは今後の問題でございます。この業界は先生も御承知のように非常に零細業者が多い業界でございます。その実情は十分勘案しまして処置いたしたいと思ひます。

○鈴木一弘君 問題は、年間輸出五十四億、アメリカに対して二十五億、これはサンダル全部が含まれてゐると思ひますが、輸出のほうではアメリカがもしいゆる特惠関税の対象にしなければ、これはあまり問題はないだろうというふうに思ひますけれども、その点はアメリカに対しての交渉あるいは申し入れ、そういう点はやられたかどうか、やつたらその経過と結果を教へてほしいと思ひます。

○説明員(楠岡豪君) 昨年、非公式に、アメリカに対しては、当方の非常に打撃の多いものにつきまして負担の公平の観点からアメリカ側で配慮してもらふように申し入れてございします。現在におきましてアメリカがUNCTADの特惠特別委員会に提出しております案の中には、このはきものは入っていない。ただしそれは最終案ではございせんけれども、入っていないというのがいまの現状でございます。

○鈴木一弘君 非公式に申し入れたときの、何と云うか、向こう側の態度、そのほか何言言等はございしましたか。

○説明員(楠岡豪君) アメリカ側としては、当方の説明は聞いたわけでございますが、先方としましてはいろいろ国内にも問題があるからということとございしました。国内に問題があるからというの、否定的な意味ではございせん、アメリカ

カ産業自体に特惠を与えることに問題があるというところを先方は表明したというように聞いております。

○鈴木一弘君 先ほど、アメリカは、はきものの中でも特惠の対象にするものがあるという話でしたけれども、それはどういふものですか。

○説明員(楠岡豪君) スキーやつか、それからこれはオランダなどのくつだろうと思ひますが、木ぐつ、それからぞうりなどございします。

○鈴木一弘君 これは御承知のように業界が非常に零細です。先ほどの答弁では日本に対しての輸入の実績はほとんどないという話なんですけれども、現在、韓国そのほかの進出は、海外市場でもありますけれども、国内市場でもかなり活発なようです。そうすると、いわゆる基準年のきめ方がかんによつては影響が出てくるだろうというところが考えられるわけですが、現在では、基準年は、きのうの答弁だと一九六八年というのを基準年にしたい、するかもしれないという話であつたわけですが、大體どの辺に置くということになりそうですか。

○政府委員(上林英男君) 昨日もお答え申し上げましたが、まだ基準年をいつにとるかという具体的な決定をいたしておりません。これは今後OECDその他の場におきましていろいろと討議をいたしましてからきまつてまいる問題であらうかと思つております。

○鈴木一弘君 実際の作業上は、一九七一年あるいは七二年といつても、統計等が完了するのはその二、三年前のものでなければならぬだろうというふうにおもひます。そうすると、見通しとしては年末には何とか案がというお話もありまして、そうすると、いまの時点から考えれば、これはおくれたとしても六九年、あるいは普通でいけば六八年、その辺のところを基準年にせざるを得ないのじゃないかと、こう推定するわけですが、どうでしょう。

○政府委員(上林英男君) 仰せのとおりでございます。ただ、それをどの年度をとつてまいります

か、おそくたとえE・E・Cもシーリング方式をやります場合、何年を基準にとるということになつてまいりましょうし、わが国の統計はわりに比較的早くできるわけでありますが、諸外国の統計はおそいというふうな実情もございまして、あるいはそういうところの調整をとつていくということでも、何年になりますかはつきりいたしませんけれども、いまの段階で予測してみれば、おっしゃるとおりであらうかと思ひます。

○鈴木一弘君　そこで、いま一つ問題が出てくるのは、基準年のとり方で、わが国の統計は早い。そうすると、わが国に対しての輸入の実績が伸びてきている国々、つまり特惠供与される国の受益国のはうから見れば、比較的新しいほうの基準年にしようというところになつてくるだろう、そういう点の予想もされるんじゃないかと思ひますけれども、これは一律的な基準年でいくように全品目がなるのですか、それとも、あるいは六九年、あるものは七〇年、あるものは六八年、こういうふうになるのか。

○政府委員(上林英男君)　こういう問題が決定をいたしてまいりますのは、OECDなりあるいは特惠特別委員会なりでお互いに相談し合ひましてきめてまいるわけでございますので、具体的にどうなるかというところは、ある意味では、いま申し上げますのはすべて推測でございます。しかし、おそく、そういう場において基準年度をいつにしようかというふうな話は、E・E・C側の相談できめてまいりました。あるいはまた、その国々の実情に応じてやろうというふうな話になるかも知れませんので、その点は、いまからどうなるであらうかということをはつきりとは申し上げられませんが、いま考えられますことは、もしことしやるとすれば、あるいは六八年を基準年にすると、六九年の統計がアベイラブルであればそれをとるか、そういうことにならうかということを考えておるわけでございます。

圧迫を受けたり受けなかったりということも起きるだろうと想像がされます。そのときに、もしそれが受益国の間で選択できるような状態、そういう場合には、有利なほうをこちらとしてみようかなければならぬと思ふんですけれども、その辺の考えはどうでしょう。

○政府委員(上林英男君)　どの年度をとつたら有利かといふのは、率直にいいまして、産品によつて違ひましたり、いろいろございまして思ひます。したがうして、どの年度をとりますかというところは、つまり、何回か申し上げますように、E・E・Cあるいはほかにもオーストリアがシーリング方式を考えているようでありまして、けれども、主としてE・E・Cが同じようなシーリング方式を考えている大きな国でありますので、そういうような動向を見ながら、もちろん御質問のような点も頭に入れなければならぬと思ひますけれども、そういうことで考えさせていただきますと思ひます。

○鈴木一弘君　これは通産省の側かも知れませんが、サンダルについては、最終的にシーリング方式になつたとした場合に、五〇%のいわゆる選択を付けるかどうかということが一つの問題だろふと思ふんですが、ぜひとも私はつけてもらわなければならぬと思ふんです。というのは、初めは例外品目にしてほしいというやり方で来たわけですが、こういうふうなシーリング方式というものは、なれば、今度はセレクトタイプ品目に入れてもらわなければならぬというところはつきりしておりますから、その辺のところはどういう方針をとつておられるか。

○説明員(楠岡豪君)　ただいま御指摘の具体的品目につきましては、実はただいまやっておりますUNCTADの特惠特別委員会でも、発展途上国から具体的な品目の提示を求められてきてこれを断つていく状況でございますので、いまこれを入れる入れないということにつきましては、はつきりしたことを申し上げかねると思ふわけでございますが、先ほど来先生のお話もございまして、

に、この業界の実態は十分認識いたしまして、しかるべく措置したいと思つております。

○鈴木一弘君　いすれにしても、セレクトタイプの品目に入りまして、ケネディラウンドの最終目標税率の一〇%の半分の五%というところになるわけですから、現行の一四%という協定税率よりは三分の一程度に下がってくる。これはかなりショックは大きいだろうということが予想されますので、いまの答弁以上は現在では出ないと思ひますが、これは意見ですが、十分配慮してもらいたいと思ひ、また、その決意を変えないでいただきたいということを、これは要望にとどめておきます。

それからちよつと物品税の問題で私は一つ聞いておきたいのですが、先ほど総洗い直しの話がありましたが、道路財源の十兆三千五百億円をまかなうためにトラク税という新税を考えたという声が出ています。しかし、それを見ますというところ、自動車取り引き税があり、自動車税があり、しかもそこへ、運行するに際しての揮発油税がかかる。そうして、それにプラスするところのトラク税というふうになると、何となくこういうように四重五重に税金のかかつてくるものというのはいずれを見ても消費税的な感じのするものでありますけれども、ほかに例があるかどうかというところで、私は、これは、税制上、もし創設されるとなれば、すごい差別が出てきて、不公平感と不平感というのはいくらも出てくるという感じがするわけでありまして、そういう点から質問してあるんですけれども、どうですか。

○政府委員(高木文雄君)　道路財源をどういうふうに通達するかという場合に、確かに、現在、揮発油税、あるいは自動車取得税、自動車税、軽自動車税、軽油引取税、石油ガス税と、いろいろ体系ではかなりややこしくなつております。その意味においては、少し交通整理をはかつたらどうかというところは、もし自動車に関する新しい税を考えると、この場合には当然検討されなければならぬ問題だと思つております。ただ、いまのトラク税

税につきましては、現在乗用車には課税になつておるけれども、トラク税なりライトバンなりあるいはまた観光バス等については、営業用であるということもあつて課税になつていないということでありまして、むしろ乗用車に対する物品税とバランスから議論になつておるわけでございます。トラク税というものが新しく考えられる考えられないは別にしまして、現在自動車関係の税が多分に何重にかになつておるということにむしろ問題があつて、トラク税は、どつちかというところ、すでに課税対象になつておる乗用車に対する物品税とのバランスで問題になつておるということであらうと思ひます。いすれにしても、もしそのようなことがさらに具体的に日程にのびます場合には、その辺をよくいけば交通整理をしていかなければならぬ問題だというのは、御指摘のとおりでございます。

○鈴木一弘君　ただいまトラク税だから交通整理ということをおっしゃつたわけでしょうけれども、整理をしようということでもわかりますけれども、もし動かせるすれば、トラク税は物品税の中に入れるということになるわけですか。

○政府委員(高木文雄君)　いろいろな案がいま出ておりますが、自動車に関する税として一般に伝えられておりますのは、物品税としてトラク税ということが考えられ、一方において全く別の体系として一種の自動車保有税の意味で車検税というふうな議論があるわけでありまして、車検税ということになりまして、現在の府県税である自動車税と完全に似たような税になつてくるということとで問題が出てくるわけでありまして、そこで、まず、もしそういう新しい財源が必要であるというところになつた場合に、トラク税の物品税のほうに着目しての課税という方向にいくのか、もっと広く自動車保有というところに着目していくのか、そこらで分かれてまいらうと思ひます。

○鈴木一弘君　これはきのうからの審議で私思つたんですが、きょうも特に脱税装置の問題についてはいろいろ関税のことで質問がありましたけれど

ども、いろいろ、一方では税について税制上の上から非常に優遇されているし、その上に公害防止事業団からも融資されるという形があるのに、一方ではこういうように税について次から次へと新設をはかられる。やはり、やるならばやるときととした体系的なものが必要じゃないか。その点では、総洗い直しをやる際に、全部物品税にするとかんとかというのではないと思ひますけれども、消費税全体を洗い直しをするときには真剣になつてこれは考へてもらなければならぬ。そうしなければ、不公平感というものがあと強くなつてくる。そうでなくとも、自動車や昔と違つてもう大衆的なものになつてくるだけに、怨嗟の声ということが起きてくることはもう必至だと思ひます。あらためてその点の決意だけ聞いておいて、終わりたいと思ひます。

○政府委員(高木文雄君) いまのトラック税の議論は、一方におきましては物品税体系の問題として議論されてきております。それから他方は、やはり道路財源の問題として議論されております。どつちからしても相当真剣に検討しなければならぬ問題になつておりますが、その際に、ただいま御指摘の点を十分私どもも目ごろから痛感しておりますので、検討対象とさせていただきますと思ひます。

○委員長(栗原祐幸君) ちょっと速記をとめて。
〔速記中止〕

○委員長(栗原祐幸君) 速記を始めて。
○成瀬幡治君 過般、物品税でいろいろ審議をしておる中で、家電関係のカルテルの問題、あるいは再販、いわゆる管理価格の問題ですね、そんなのが公取で審議中だと聞いておりますが、いまこれはどんなふうになつておりますか。

○政府委員(高木文雄君) おっしゃるとおり、昨年、六社と、それから松下の、いずれもテレビの関係でございまして、結審いたしまして以来、審議の作成をやつていられる段階でございまして、わりあいと近い機会に一応の案を得たいという段階にまで来ております。

○成瀬幡治君 これは後刻でけっこうですが、あなたのほうで、これは起訴状と言ふのかどうか私にはよくわかりませんが、検察と同じで起訴状でいいの、起訴状の写しをもらいたいと思ふのです。それから判決のほうが出れば、またそれはそのときで、まず起訴状の写しは参考資料としていただければよろしいかと。

○政府委員(谷村裕君) 審判開始決定書と申しまして、これこれの理由でかくかくの法律を適用すれば独禁法第何条の違反になるという趣旨の審判開始決定書というのがございます。それがまあ起訴状に当たるものかもしれません。それをあつておるのだとすれば、いつでもそれは差し上げるようにいたします。

○成瀬幡治君 いや、私は、そういうことじゃなくて、もう少し具体的な事項が書かれて、そうしてこうなんだからおまえのところはカルテルだよと、こうなんだからおまえのところは再販価格の法に触れるのだという、そういう具体的なことは書いていないのですか。

○政府委員(谷村裕君) そのとおりでございます。審判開始決定書というものは、たとえば、三洋電機外六社が、どういふ会合で、現金正価、小売正価なるものの一番最低はこの程度でいきましようというふうにして、また、マージンも、卸で幾ら幾ら、小売りで幾ら幾らというふうなことをどうも話し合つていたやうである、したがつてこれは云々と、そういうやうなことが書いてございます。

○成瀬幡治君 それじゃ、その資料をひとついただきたいと思ひます。ぼくはその資料が早くあるとよかつたと思うんですが、法律案の審議を終わることになつておられますけれども、それはそれとして、相当長く念入りにかかつておみえになりまして、なぜこんなに受け付けてから結審まで持つていかれるのですか。それから今度は結審があつてからまだ時間がかかるというの、これはどういふことなんでしょうか。

○政府委員(谷村裕君) これは、独禁法違反事件の場合は、まず、事実についてこちらがかうかやうであるというやうな認定をいたしておるのに対して、その事実関係についての争ひがあり、それからその次に法律の適用の問題について、非常に詳細な、微細な点にわたるまで証人を呼んだり、また、その証拠についてお互いが法律上の争ひをやり合つたりということ、たいへんたくさんの方の数の人を呼んだりして何回にもわたつてやつておるといふやうなわけでございます。

〔理事小林章君退席、委員長着席〕
それで、審判に非常な手間をとつたというやうな事実がございまして。結審いたしましたからほは十カ月ぐらいたつておるのでありますが、その間時間がつたつておるのではありませんが、その間どういふふうにかつて適用していったらいいかという点についての論議構成と申しますか、それと、その裏づけになる証拠というものの選択、それについて非常に慎重に、たとえ裁判になつても絶対に負けることのないやうなという観点から見ておるといふことのために時間がかつております。

○成瀬幡治君 そうしますと、こういう問題が出たとき、これは名前を言つてもいいのですが、松下ですね、あと家電六社ですけれども、どのぐらにかつておられますか、大づかみに所要年限といたしたほうがいいでしょう、期間は。

○政府委員(谷村裕君) いまのおっしゃる意味は、被疑事実を見つけてからの話でございます。

○成瀬幡治君 そうです。
○政府委員(吉田文剛君) それでは、三洋電機外五社、この件についてでございますが、審査を開始いたしましたのが昭和四十一年十一月八日でございます。それによりまして勧告をいたしましたのが同じく昭和四十一年十二月十四日。勧告をいたしましたところが、それに応じないということ、すぐ審判開始に切りかえたわけでございますが、審判開始決定が同じく昭和四十一年十二月二

十七日で、第一回の審判が昭和四十二年の一月三十一日、それから審判が三十九回行なわれまして、結審が昭和四十四年の六月七日でございまして。

それからもう一つの松下電器産業の件でございまして、審査開始が昭和四十一年十一月八日、勧告が昭和四十二年七月二十一日。これも同じく勧告を受け入れないということで審判開始をいたしましたのが昭和四十二年八月十四日。第一回の審判が同じく昭和四十二年の九月十八日でございます。自後二十八回審判を行ないまして、結審に至りましたのが昭和四十四年の五月八日ということになつております。

○成瀬幡治君 相当長期審判になつておるわけですが、こんなにかつて實際効果があがるものかどうかという点ですが、拙速ではたいへんだと思ひます。それから誤つた結審をやられてどつちも傷つくやうなことがあれば、なおたまつたもんじやないと思ひます。しかし、それにしてもこんなにかつておつてはこれは消費者のほうにたまたまぬと思ひますが、実際問題としてカルテルをやられておる、実際問題として管理価格でやられておつたとすれば、せつかくの自由競争の中で需給関係で値段がきまつていくもののだというのに対して、たいへんなことになると思ひますが、今後何か運用上もう少し実効のあるやうなやうなことに検討はされておるやうなやうか。非常にむづかしい問題でしようか。

○政府委員(谷村裕君) ただいまのお話は、二つあると思ひます。一つは、私どものいたしますいはば勧告とかあるいは審決とかいうことは、まず、そういう価格の協定とかあるいはやみ再販とかいふやうなことをやつていられる事実を排除する、取りやめろ、破棄しろと、こういうことでございまして。それはできるだけ早く実行できたほうがいいわけでございます。その点では、まず審判なりあるいはそういう手続なりの問題をできるだけ早くするようにしたらどうかと。それが、いま成瀬委員のおっしゃるとおり、拙速でははなはだ困

るのですけれども、できるだけそういうことを迅速に処理できるようにわれわれとしてはつとめなければならぬ、それが第一点であります。

第二点は、その実効があると申ししても、私どものほうは、協定はやめる、それを破棄せよ、自由に戻せということを言うのでございますが、現実の実態はいろいろな形でまたかりに協定が破棄されましても動いている。独禁法というのは、あるいは独禁法に基づいていろいろな審決なり何なりというものは、一具体的に値上げを阻止するだけの力があるかとか、どうか、こういう問題がよく議論されております。この点に関する限り、私どもは、いわば物価庁と申しますが、物価それ自体をつかまえて云々するというのがなくて、それのもとなる自由にして公正な競争の条件を確保するという立場に立つておるわけでございますから、そういう意味で、価格それ自体をいさなりどうすると、こういうようなことには私どものほうはならないわけでございます。しかしながら、一たびそういうふうに不当ないろいろな公正な取引を乱すあるいは自由な競争を制限するような行為があることに對して、常に公取がそういうことはいけないというふうにして手を入れていく、ことばは悪うございしますが、ということ自体、また、そういうことが表に出ること自体が持つ一つの警世的な効果と申しますか、警世というのはことばが悪いですが、戒めになる、世間の人もそれを知る、そういうようなことによる効果というものは私はあると思ひます。そういう意味で、いわば直接的ではございせんが、間接的な効果はあると思ひます。

○成瀬幡治君 現にいまカルテルを認めておられる数は、大づかみにわかりましようか。

○政府委員(谷村裕君) いわゆる独禁法適用除外カルテルと申しますか、独禁法に基づくカルテルまで含めて八百九十四くらいだったと思ひますが、もし内容について詳しいことであれば、事務局長から答弁させます。

○政府委員(吉田文剛君) 独禁法の適用除外に

なっておりますカルテルの数でございますが、これはただいまうちの委員長から申し上げましたように、昭和四十四年十二月末で八百九十四ということになっております。

それで、その経過でございますが、昭和二十八年の三月の末で五十三ありましたのがだんだんにふえてまいりました。ピークが昭和四十一年の三月末で、このときは千八百二十二と適用除外カルテルの数が増えておりますが、その後少しずつ減りまして、四十四年の十二月末で八百九十四ということになっております。

○成瀬幡治君 これは、長いのはどのくらいになつておりますか、適用除外が。

○政府委員(吉田文剛君) ここには全部の適用除外についてのあれはございせんが、中小企業団体法関係のカルテルでございせんが、それで見ますと、四十四年の十二月末現在、安定事業、つまり数量制限とか価格制限、これに關しますものが四十二、それから合理化事業に關しますものが二十四、これが三年未満の数字でございせん。それから三年以上五年未満、これが安定事業に關しますものが五十一、合理化事業に關しますものが一、それから五年以上十年未満、これが安定事業に關しますものが百六十九、合理化事業に關しますものはあります。それから十年以上継続しているものは、これが安定事業に關しますもの百九十、合理化事業に關しますものはあります。結局、四十四年の十二月末現在におきまして、全部の数は、中小企業団体法の適用除外カルテルの数が四百五十二、安定事業に關するもの、合理化事業に關するものが二十五、合計四百七十七ということになっております。

○成瀬幡治君 これは通産省あるいは中小企業庁等といふいろいろな御相談になると思ひますが、まあぼつぼつはいいいようなものが出てきてはいやしないか、実際はどうですか。

○政府委員(吉田文剛君) それはただいま検討中でございます、中にはあると思ひます。それでそれがはつきりいたしますれば、こちらは協議を

受けるわけでございますが、期間延長の際——大体一年ぐらゐで更新しているわけですが、そのときに、これはやめてくれというふうな申し入れをいたしたいというふうな思ひつております。

○成瀬幡治君 とにかく、ここ五年なり、あるいは長くいへば十年といへば、経済の変動というのはたいへんなものですね。それが何年か続いておると。確かに、不況カルテル等のものでも、なるほどあるときには必要であつたけれどももう終わったと、あるいは地獄的に必要だつたけれどももう終わったと、合理化も何にもならなくなつたやつと、いろいろなことでもう少し独禁法の運用というものが、価格形成の上に大きな役割りを果たしておるわけですから、定員数から見ましても非常に少なく、しかも、仕事もいまだ見たように非常にデリケートな仕事であつて、しかも、及ぼす影響というものは非常に大きなものであります。運用そのものが非常に慎重ですね、そんなことでたいへん御苦労であると思ひますけれども、しかし、与える影響はほんとうに大きいですから、価格なんかには与える影響は非常に大きいのですから、私はそういう意味では期待は持たないわけですが、私はいへんお仕事のえらいところへ過大な注文をしては恐縮だと思ひつておりますけれども、それにしても、もう少し時間短縮というものをやる上において——これがだんだん長くなる傾向が加へて不利になれば、私がもし当事者であつて不利なことをやつて疑いを持たれたらどうやたらいいかといへば、四、五年やつておればもう管理価格の目的は達しちゃうんですよ。争ひになつて審決が出る時にはもうそんな用件はなくなつてしまふんです。社会環境というものは済んじやつていふんです。それじゃ何をやっていただんだと、ほんとにから鉄砲みたいなの、から回りになつちやうから、そのところを、実効をどうするかということが問題だと思ひます。われわれのほうも、どういう知恵があるかというところ、いまここでないんですが、何かから回しているような気がしてならないんです。ですか

ら、そこをどうやっていただくかということですが、ですから、谷村さん、えらい恐縮な話ですけども、あなたのところで——ぼくは、普通、これだけ寡占化してまいりますと、どんなものからどれだけカルテル行為をやつたかということはないかなか証拠はつかぬかも知れませんが、いま、やつていけるほうが常識であつて、やらないと思うほうが非常識じゃないかぐらゐじゃないかと思ひます。これは悪く想像すると、いやいや、そうじゃない、もっとみんな商業道徳に目ざめて、ほんとうにそういうことはしてございせんよ、こう言われるかもしれないけれども、実際はどうもむしろ利潤追求、いわゆる生存競争に生き抜かなければならぬというところが強くなつてきて、しかし、せつかくこのところまで到達したのだから今度は保全に回らなければならぬということ。そういう傾向が強いんじゃないか。そういう中におけるいわゆる公取委員会の果たす役割りは物価対策の大きな一つのきめ手なんです。柱といへばほんとうに大きな柱だと思ひます。そういうことに對してどういう立場をとつていふんですか。

○政府委員(谷村裕君) 先ほどから伺つておりました、あとのほうのいわゆる寡占企業等における管理価格の問題、これは確かに今後における経済の中で大きな問題になつてくる気持ちを私も同様にいたしております。

その前に成瀬委員から御指摘のありました例の長くなつていふ不況カルテル、特にこれは中小企業が多いわけでございまして、とりわけ先ほど事務局長が申し上げました百九十の中小企業といふゆる不況カルテルの中、たしか百五十ぐらゐが組織関係であつたと記憶いたしておりますが、一様に長くなつて、構造改善を片方ではいろいろしていかぬやうな状況、これにはぜひいふ所管の省も苦勞しておられるやうであります。御承知のように、先般も物価のほうの一種の提言が出まして、行政介入もある程度考え直したらどうだというのに対して、通産大臣以下通産当局

もこういう問題をもう一べん洗い直してみようと言っておりますので、私どものほうも、先ほど事務局長が申しましたような形で毎回申しておりますのでございまして、それはそういう方向で進めたいと、こう考えております。

しかるところ、もう一方の管理価格の問題という、ことはちよつとむずかしいのでございまして、いわゆる寡占企業等において、おっしゃるような意味のはつきりとした協定とか申し合わせとか話し合いとかいうのはないけれども、何となくお互いがお互いこういう情報社会でございましてから話がわかつて、ある種の有力な企業とところで価格というものがきまると、あとがそれに追隨していくというそういう形の問題、これは私どもが極力競争条件の整備につとめ、あるいは海外との貿易関係、特に輸入関係などもこれができるだけ自由にして競争条件を整えていくという方向、これがいいと思うのでございまして、実はもうアメリカでもヨーロッパでもそういうのが大きな問題になってきていて、これにどういうふうに対処していったらいいの、ただ独禁法、アンチカルテル法というふうなものだけでやっていくのか、それとも、もつとある程度介入と申すとおかしいのでございまして、政府がその行動を正すような形でやっていくのがいいの、かどう、たいへんな議論が最近も行なわれておるようでありまして、私どもももちろんそういうことの実態の調査などもいたしますけれども、たとえば価格だけの競争ではなくて、もう一つの、消費者に広告宣伝等によりましてイメージを植えつけてしまつて、そこに一つの、これを別のことばで言う、製品差別化というふうなことがございまして、私はこれでなきやかぬのだというふうに思ひ込ませるような、そういう世の中にだんだん変わってきている。単純に自由な価格競争が行なわれるようにと思つても、なかなかそうはいかないようなそういう状況もある品種については出てきております。

それこれいろいろ考えてみまして、これからの

管理価格のなものは、あるいは寡占企業あるいは企業が大規模化することによる価格形成の姿をどういうふうに持つていったらいいの、かということ、私は、私も実は公正取引委員会に参る前に独占禁止懇話会のメンバーになっておりましたときから自分自身でもどういうふうな考えたらいいかということ、いろいろ考えておつたのでございまして、私自身どうも責任の立場にある程度立つようになりまして、ただ、私どもの立場だけからでは必ずしも十分手が尽くせない問題じゃないか、かやうに考えて、成瀬委員のおっしゃるような気持ちと相当似通つた気持ちでものを考えております。ただ、ちよつとおつしやつたような、公然の秘密として当然そういう話し合いがあるの、じやないかというふうには、はたしてそう言えるかどうか。日本はそれでもまだ競争条件の激しい国であるという実体は私はかなりあるというふうな思つております。

○成瀬治君 とうとう予算委員会の採決に入るころですが、今度の予算であなたのは何か人員を要求されたり、この前、渡辺さんとき、に二十七名ぐらゐの人員要求その他をしたという、ことですが、今度は何かそういうようなことをやられておりますか。

○政府委員(谷村裕君) どの官庁でもそうでございますが、できるだけ十分な仕事をしつかりいたしたいというつもりで人員の要求をいたしました。が、その結果は、いわゆる定員はできるだけふやさないという方針ではございましたけれども、私どものほうに九名の増員を認められてございまして、

○成瀬治君 トータルはどのくらいになりますか。

○政府委員(谷村裕君) ちよつといふ数字を拾いますけれども、三百四十八人が去年の定員だったと思ひますけれども、それに九名ふえますと、三百五十七名になるかと思ひますが、いまちよつと数字を拾いますからお待ちください。

○政府委員(吉田文剛君) 四十五年度で三百五十

一名ということになっております。

○成瀬治君 実は、ちよつと十年前、「昔陸軍今総評」ということは一つあった。それから「官僚」ということは一つありました。いま何と言われるのか。やはり「公取」が一番風当たりが強いときです。何と云つたてね。政治的に見ましても、公取の動き方いかんによつてはいろいろ問題が出るだらうと思つて、谷村委員長えらいところへお行きになつて、これは大蔵よりもえらいでしよう。これはたいへんだと思つたが、しかし、だれかがそういう姿勢を正すことをやらなければならぬ。ほんとうは石原さんみたいに開銀あたりに行つたほうがよつぽよかつたと思つたが、(笑聲)ひとつ姿勢を正すように公取の御健闘をお祈りしまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○委員長(栗原祐幸君) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(栗原祐幸君) 速記をつけて。

○成瀬治君 これは問題は小さいといへば小さいわけですが、私のちよつと知り得た情報によつてですが、ずつと古い話で、二、三年前にあつた話ですが、ある企業が一つの相互銀行から金融を受けて、もうしたら経営がうまくいかななくて倒産した。その倒産になるのも、一つの相互銀行が、おまえの持つてゐるものはみんな持つていらつしやい、そのかわりおまえのところを一手にめんどうを見てあげましよう、よその銀行へ二つも三つもやつてゐるのはいざというときにたよりにならないから、みんなわしのところへ一緒にやりましようというので担保をかき集めて、金融をとめられたから不渡りになつて倒産してしまつた。そうしましたら、どうやつかといふと、担保は借りておるものに対して十分あるわけですね。そこで、返せといふ。金はないから返せませんよ。それじゃ私のほうは競売にいたしますと、こうなる。それから競売といふのも、何も法律的に違反ではないわけですね。ところが、御案内のとおり、競売であつた物件で競争入札に行く人は業者が限定

されていまして、これがまた話し合いをされることは常識的に想像される。ですから、相談をして一回流しますと、大体一割ないし一割以上ダウンするのがあるやうなもので、普通の相場よりも。二回、三回くらい談合でやらしておいて、四番目くらいに入札されますと、これは裁判所も認めておりますように、一応時価で実施する、そうしてこつとやつて大体落としてまいりますから、四番目くらいに入札になると、時価の半分くらいになつてしまふのです。それでも、なおかつ、銀行は、貸しておる金を全部返してもらへるわけですね。こういうやり方は、過保護を受けておる銀行のとるべき筋じゃないと思つたが、もつと言へば、銀行は、今日、担保の関係がありますから、不動産をやつておることはどここの銀行でもやっています。それが裏で業者と結託をされておつたら、たまつたものじゃないですよ。これは殺すも生かすも自由になつてしまふやうな、追ひはぎで体ぐるみ裸にすることまで自由になつてしまふやうな、そういうことが出来るわけですね、これを、何かチェックするといふか、何か方法はないものでしょうか。

○政府委員(近藤道生君) ただいまお示しのような事件が比較的最近多いとございまして、そこで、ちよつと昨日、検査の際の心得の一つといたしまして、従来は、実は、銀行検査の場合には、貸し倒れを生じない債権確保を確実にやれということが明治以来と申すか、非常に強い要請であつたわけではございますが、最近の情勢におきましては、債権確保はもちろんの、しかし、反面におきまして、やはり社会性、公共性という面からいきましていふゆるあつたことをやるといふことはよろしくない、そういう意味で、法律的にはただいまのような手続は実はとやかく言うべき点がない場合のほうが多いし、それからまた、実際にその担保を処分いたします場合に非常に急を要しますものでございまして、どうしてもいとおつしやいまして、値段が比較的安くなつてしまふといふような点がございまして、し

かし、そういういわばあこぎなやり方をあまりたびたび重ねるといふようなところにつきましては、ひとつ検査の際に十分調べてまいって、しかるべき警告を発する、注意を与えるというようにすることを主眼として検査の際に見てきたらどうかというのを申しましたばかりでございしますが、やはり銀行検査におきまして、債権確保ということの反面におきまして、そういう公共性、社会性という観点から十分に重視してまいらなければならぬというふうに考えております。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(栗原祐幸君) 速記を起して。

○木村福八郎君 大蔵大臣に、時間がございせんから、五點質問いたします。

○成瀬幡治君 そうすると、これは今度の銀行監査をやられるときの一つの行政指導の柱に取り上げられた、そしてそういうことのないようにということですか。しかし、これは法律的に何かやるというわけにはまいりませんか。

○政府委員(近藤道生君) 法律的には、いろいろ検討はいたしておりますのでございしますが、なかなかむずかしい問題がたくさんございまして、一つ何かの方法を講じましてまたその裏があるというふうなことで、そういう回収不能になりまして、たような人とそれから金融機関との間の力関係、そのほかいろいろ基本的な条件から見まして、法律的にこれを救済するような方法、これは法務省でいろいろ御研究願っている過程のように承っておりますが、そういう法律的方法よりは、ただいま申し上げましたように、やり方としてそれの方法なり処分なりというものがございまして、そういう点について検査の際に十分注意してまいり、そしてそういうやり方がたび重なったところに対しては警告を発するという方式が一番実効の上の方法ではないかというふうに考えております。

○成瀬幡治君 私、警告と、こうおっしゃったのですが、まあ調査されただけで相当効果が実際にありますから銀行にはえらいおそろしいもののようにですから、そういうことでけっこうだと思えます。それでいいと思えます。なお、そういう問題がまたずつと出てくるようであれば、一度法律のほうの問題としても御検討願えれば非常に幸

いだと思っております。

○委員長(栗原祐幸君) 速記をとめて。

【速記中止】

○委員長(栗原祐幸君) 速記を起して。

第一は、金融再編成の問題ですが、民間金融機関の再編成については一応中間答申というのが出ておりますが、私は、単に民間金融機関だけでなく、資本市場もそれから制度金融とか政策金融も含めて、総合的な金融再編成を考えなきゃならぬと思ひます。ところが、制度的にはばらばらのようですね。たとえば民間金融機関については、その制度を審議する機関としては金融制度調査会、それから財政は財政制度審議会がある。それから証券については証券取引審議会というのがある。それから郵政審議会というのがあるわけですね、郵便貯金のほうは。みんなばらばらだと思ひます。だから、こういう制度が審議会とか調査会とかあるんですが、これがそれぞれみんな都合のいい立場で再編成を考える。たとえば、金融制度調査会では、市中銀行の擁護とか保護の立場に立った再編成が考えられているとか、あるいは証券取引審議会のほうは、自分のなわ張り争いの、そういう立場で考えられる。これでは、私は、新情勢に対応する全体の金融の再編成は総合的に行なえないんじゃないかと思ひます。そこで、四つのいま申し上げました審議会とか調査会がありまして、これを総合したような機関を一つつくって、全体として、資本市場も含め、あるいはまた政策金融も含め、あるいは市中銀行も含めたそういう再編成をやらなければいけないと思ひます。この金融再編成についての御答弁を願ひたいのが第一です。

それから第二は、物品税につきまして、四十六年度予算編成にあたって物品税の引き上げは具体的にどういふことを考えられているのか。いま、物品税の洗い直しをやる。それで、大蔵大臣は前から所得税中心から間接税中心に移行するとい

うようなことを言われているのですから、そこで、四十六年度に——いま洗い直しをやっているそうですから、じゃどういふ品目について引き上げるのか、この点が第二の質問です。

それから第三は、入場税の問題ですが、本年度入場税の減免をやるうと思ひたけれども、物品税との関連で困難であった、四十六年度はぜひこれを考えると言われましたが、入場税の減免措置は、あれはわれわれは撤廃を要求しているのですけれども、ことに芸能関係についてはですね、芸能関係については入場税の撤廃をするのかどうか、それからもし撤廃はしないけれども入場税についてはこういう減免措置を考えているということの考えがあったら、それを伺ひたい。

第四番目は、課税最低限の問題ですが、私調査してみたいんですけども、夫婦子供三人で百三万円まで引き上げたんですけども、戦前は夫婦子供三人で千七百七十円です。最近の日銀の消費者物価指数で換算してみたら、百六万円なんです。戦前の基準に達していないんですね、いまの物価に換算して。だから、少なくとも戦前基準にまでこれは引き上げるべきである。これは今度四人世帯にしたなら、さらに引き上げなければならぬわけですね。だから、こんなにも経済が成長しているのに戦前の基準に達していないというのは問題だと思ひます。ですから、できれば補正でこれをやってもいい、補正で。これは自然増収は必ずありますから。なかつたら出してあげます、ちゃんと出ますから。だって、成長率が違つちやつたんでしょ。物価の値上がりも予想より違つちやつた。必ずふえます、千億、二千億は。三千億ぐらい必ずふえます。

それから最後に、きょうもうここで予算が通つて四十六年度予算がいよいよ実施の段階に入る。この実施運用について、もうすでに私が主張するようにこの予算は景気刺激的な予算であります。ところが、政府が最近私の立場にどうも賛成せざるを得なくなつたようであります。繰り延べ的な予算の措置を講じているようです。四一六月に

ついでには補正が出ておくれましたね。このおくれを回復しないというんでしょ、そのとおりにしておいて。実質的には繰り延べになるんでしょ。もし繰り延べにならぬと、下期にうんと使うことになりましからね。ですから、やはり大蔵大臣は非常に頭がいいですから、もう見抜いちゃつて、インフレになるのだ、木村の言つたとおりになるだろう、これは繰り延べ的に運用しなきゃならぬと、そういうふうにお考えになつておられるように最近の実績を見ると考えられるのです。その点、私は、立場は違つても、これはいいことだと思ひます。

この五點について質問いたします。

○國務大臣(福田赳夫君) まず、冒頭に、私がこ

としはインフレになるのだということを賢明に見通しているというお話しですが、そういう見通しは持つておりません。何とかして物価の上昇を取り押えたいと、こういうことを全面的にいたしま

す。

五點についての質問でございますが、まず、第一は、金融制度なんかのあり方の問題です。これは、お話しのとおりだと思ひます。各審議会がそれぞれ立場でどうしても偏向があるうかと思ひます。その点は十分調整しなければならぬというふうに考えます。それで、制度的にも、偏向がないようにという配慮はしております。つまり、委員を、証券取引審議会でありますれば、金融関係の人も入れる、財政関係の人も入れる、こういうことです。それから金融制度調査会であれば、証券関係の人も入れると、こういうふうなことになつておりますが、その間偏向があつては困りますから、大蔵省において十分調整をとるようになつておられます。新たに総合調査会をつくつてお話しをします。これは屋上屋になるのではないかとお話しをしますが、御趣旨はごもつともでありますから、その方向で努力をいたします。

それから物品税につきましては、昭和四十六年

には総洗いというか洗いがえをしてみたいと思ひます。それで、物品税の対象品目、税率、課税最低限、そういうものを全部調査してみまして経済情勢に合うようにしたい、さように考えております。それからその際に、新しい対象を設けるかどうか、そういう問題が大きな問題になると思ひます。私も、道路問題、あるいは新幹線問題、いろいろそういう金のかかる問題に当面しっておりますので、何か考えなければならぬ、こういうふうには考えておるのですが、まだその何かというものが何であるか、そういうものは具体的に構想が固まっております。

それから入場税の課税対象はという話でございますが、これは、この前から申し上げておりますように、入場税については再検討いたします。そして、課税最低限の引き上げ、これが大体主であるかと思ひます。木村さんはなまものについての免税について非常に御熱心でございますが、これはうまくそういうふうな考え方ができるかどうか、はなはだ私も心細く思つておるのであります。まあこれは全面的に検討してみますが、いま申し上げられることは、課税最低限を適正なところに持つていくということで、その他は今後の検討問題ということに御了承願ひたいと思ひます。

それから標準世帯のとり方ですが、これはお話しのとおりです。戦前基準年次を物価換算しますと、私どもの計算では百五万円ということになる。まあ百三万円というのですから、大体これは同じ水準だといふに思ひますが、戦前比較の場合に考えておかなければならぬ問題は、戦前は所得税といふもののウェイトが非常に少なかった。とにかく、今日、税収入が九〇％税収になつておる。その中で直接税が六五％になつておる。戦前はどうかといふと、税収入が大体半分です。その中で所得税の占める割合といふものは三五％、そういう状態と今日の状態の課税最低限の比較、それを同じ額であるかどうかという見方をするのはまあどうかという問題もあるのです。それから

それからいま、国民所得が、何倍になっていきますか、五倍以上になつておると思ひます。まあたいへんふところがよくなつておる。その際における課税最低限が一緒であるその響き——私は、百三万、百五万と大体同じかつこうになつておるが、その響き方はどうかといふこともまた考えていかなくばならぬ問題だといふふうに思ひます。しかし、私は、前からも申し上げたように、最低限につきましては、この上にも積極的にその引き上げ方に努力をします、こう申し上げておるのですから、それでひとつ御了承願ひたい、かように存じます。

それから予算の繰り延べ、これは私はいまこの段階で、今日予算が通る、せつかく皆さんに御審議いただいた予算を繰り延べいたします、そういう言明はできません。そういう気持ちになれませんが、これはそのとおり実施したいといふ一念であります。しかし、これは景気の動向にとらみ合わせまして、その執行にあたりましては調整はしなければならぬ、こういうふうには考へておる。第一、四半期の支出につきましては、大体公共事業費が景気と関係があるわけですが、これが前年は一四％になります。今年は公共事業費は総予算中の一二％方に押えるという考へ方をとつておるのですが、そういう考へ方をとらなくともそうなんぢやう。なんぢやうのは、暫定予算十七日間ということになりますので、自然にそうなんぢやうののですが、多少景気調整の意味も加へまして自然の成り行きにまかして、そうして特に取り戻しはしない、こういう考へ方をとつておる次第でございます。

○鈴木一弘君 物品税の問題で一つだけ、これは大臣でないが御答弁が出ない問題ですからお伺ひしたいのですが、消費税の表示制度の問題です。価格の中に現在の物品税にしても消費税にいたしましても税金が入つておると、そういうことで、国民にとっては、一体値段の上がつたのは税金によるものなのか何によるものなのかわからない。はつきり申し上げれば、品物を購入する場合に、

税金は幾らであるということがはつきり表示されればされるほど、税に対する関心も強くなる。それが財政についても関心が高まり、私はそれがほんとうの財政の民主化という意味で好ましいことだと思つてゐるんです。いままでもいろいろ検討はなされたかと思ひますし、きのうの答弁では傾聴に値するなといふ答弁があつたんですけれども、直接税の負担感が大きいから、間接税のように知らないうちに取られるような方式がよくて、表示制度をしないほうがよいといふ、そういう意見では、ちよつと感心できないと思ふんですが、税額の相当額を購入する側の人がそれだけ負担するというようなことが起きたりしては困るというようにも言われてゐるわけですから、きょうのものは区分して表示をするといふことをしたほうがよいのではないかと考へることが考へられるわけなんです。この点について、これは政治的な問題だと思ひますので、事務当局の答弁ではとも出てこないことではございませんので、大臣の御答弁をお伺ひしたい。

○国務大臣(福田赳夫君) 鈴木さんのおっしゃられる御意見は、私は、一つの理論である、そういうふうには思ひます。決してこれは理由のないことではない、こういうふうには思ひます。しかし、他面において、業者が商品を販売する場合におきまして、税とそれから税以外の部分とを区別をす、この方式になじんでおられませんものですか、そういうようなことで業者がいやがるという傾向もあるのです。それから同時に、私が常に申し上げておることではあります、負担感ですね、これはつきり税金が出ますと、おれはこれだけ税を負担するの、こういふやうなことで、負担感をなすべく緩和しようといふ考へ方と多少食い違ふやうな面も出てくる。これは一利一害だと思ひます。私はここでどつちがよいのだという判断をつけかねる問題ですが、せつかく御提案の問題でありますので、十分各方面の意見を聞いて検討してみたい、かように思ひます。

○委員長(栗原祐幸君) 以上をもつて、四案の質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。

○委員(栗原祐幸君) 御異議なく入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願ひます。

○成瀬清治君 四案のうち、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に反対でございます。反対の理由を申し上げます。

本委員会でも、一体、物品税とは何ぞやといふような定義等の問題まで議論が出たわけでございますが、いづれにいたしましても、物品税の性格なりあるいは設置の政策目的が世上の変革しているのに対して対応性を欠いておる。物品税法全体を総洗い直すべきである、また、洗い直すといふような答弁等も政府側からございましたけれども、とにかく従来の成り行きにまかせて今日までやつてきたというのが実情ではなからうかと思ひます。したがつて、税の公平性といふものを失しておるのではないかと第一点でございます。

第二点は、政府は間接税を増徴するといふやうなことをほめかしておみえになります、一番大切な問題は、物価と関連をいたしまして管理価格の問題でございます。こういう疑いのあるものに優遇措置は絶対にするべきではないし、また、税制上過保護をするといふやうなことは絶対に慎むべきであります。

この二点で反対でございます。

○鈴木一弘君 四案のうち、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案について反対をいたします。

その反対の理由は、いま成瀬委員からの討論の中にございましたけれども、私は、物価との関係において賛成したい。特に、このところでは道路財源等としてトラック税そのほかの新設等が言

われておりますが、自動車の税金については、自動車取得税、あるいは自動車税、そのほかに揮発油税というふうな過重に税金がかかっている一方において、そうでない品目もあるというように、不公平さが非常に多い。総洗い直しをするというような言質もございました。当然それを期待しておりますが、そういう点においてまず反対の第一。

第二番目は、管理価格の形成されているような物品、これに対しての優遇措置ということとは、税法上は行なうべきではない。それが今回もそのまま継続されるような形で出てきたということは、非常に遺憾と言わざるを得ない。

この二点をもって反対の理由といたします。

○渡辺武君 日本共産党を代表して、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案に反対いたします。

この法案は、家庭用電気器具など大衆消費物資に物品税の重点を置くこととするもので、大衆収奪と物価値上がりを一そう激しくするものであります。

また、きのうの私の質問に対する大蔵当局の答弁で明らかのように、政府は、今回の措置によって、事実上売り上げ税にかわる効果を果たさせ、売り上げ税創設への道を閉こうとしています。

日本共産党は、生活必需品にかかる物品税と、国民生活に大きな打撃を与える売り上げ税に反対する立場から、本法案に反対し、討論を終わります。

○委員長(栗原祐幸君) 他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより順次採決をいたします。

まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

昭和四十五年五月八日印刷

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。

よって、本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、造幣局特別会計法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 全会一致と認めます。

よって、本案は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、物品税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。

よって、本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。

よって、本案は、多数をもって可決すべきものと決定いたしました。

○沢田一精君 私は、ただいま可決されました四法律案のうち、日本開発銀行法の一部を改正する法律案に対し、自民、社会、公明、民社の四党共同の附帯決議案を提出いたします。

その内容につきましては、お手元に配付いたしましたので、朗読を省略させていただきます。何とぞ御賛成くださいますよう、お願いいたします。

○委員長(栗原祐幸君) ただいまの沢田君提出の附帯決議案を議題といたします。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(栗原祐幸君) 多数と認めます。

よって、沢田君提出の附帯決議案は、多数をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

昭和四十五年五月九日発行

した。

ただいまの決議に対し、福田大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。福田大蔵大臣。

○国務大臣(福田赳夫君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨に沿って十分配慮いたしたいと存じます。

○委員長(栗原祐幸君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(栗原祐幸君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後五時二十五分散会

〔参照〕

日本開発銀行法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は次の諸点に関して十分に配慮すべきである。

一、経済社会の高度発展に対応して、日本開発銀行が政策金融機関としての機能を十分に発揮し得るよう制度および運営について検討を加え、また融資の選定にあたっては、公害対策、都市再開発、地方開発等において、国民生活優先の融資に努めること。

二、民間金融機関と政府関係金融機関および政府関係金融機関相互間の業務分野の総合調整について改善に努めること。

右決議する。

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局